

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月30日

【事業年度】 第11期(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社セルシード

【英訳名】 CellSeed Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 幸雄

【本店の所在の場所】 東京都新宿区若松町33番8号

【電話番号】 03-5286-6231

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区若松町33番8号

【電話番号】 03-5286-6231

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
売上高 (千円)	-	-	87,837	66,975	86,123
経常損失() (千円)	-	-	788,184	1,002,478	1,358,467
当期純損失() (千円)	-	-	790,725	1,009,701	1,442,181
包括利益 (千円)	-	-	-	-	1,477,250
純資産額 (千円)	-	-	864,244	1,908,151	534,372
総資産額 (千円)	-	-	1,189,282	2,098,524	743,282
1株当たり純資産額 (円)	-	-	225.95	358.34	97.55
1株当たり当期純損失() (円)	-	-	225.33	200.94	270.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	72.7	90.9	71.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	710,719	1,125,022	1,274,380
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	4,080	916,001	782,702
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	1,487,771	2,045,392	100,679
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	1,030,165	1,019,223	601,136
従業員数 (人)	-	-	52	66	68

- (注) 1 第9期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。
4 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載していません。
5 株価収益率については、第9期までは当社株式は非上場であるため、第10期及び第11期は当期純損失を計上しているため、記載していません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
売上高 (千円)	40,961	61,780	87,837	66,975	86,123
経常損失() (千円)	614,329	644,986	781,830	976,806	1,331,185
当期純損失() (千円)	616,639	650,920	784,371	984,028	1,414,725
資本金 (千円)	1,363,930	1,363,930	2,113,052	3,148,052	3,198,225
発行済株式総数 (株)	16,217	16,217	3,825,000	5,325,000	5,446,240
純資産額 (千円)	811,134	160,213	874,086	1,960,010	648,756
総資産額 (千円)	1,026,244	409,404	1,198,281	2,147,080	968,536
1株当たり純資産額 (円)	50,017.54	9,879.37	228.52	368.08	118.55
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額() (円)	38,024.28	40,138.18	223.52	195.83	264.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	79.0	39.1	72.9	91.3	66.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	611,421	559,274	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	9,964	11,884	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	832,911	259,686	-	-	-
従業員数 (人)	41	44	51	62	60
〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	〔2〕	〔-〕	〔-〕	〔-〕	〔-〕

(注) 1 第9期より連結財務諸表を作成しているため、第9期から第11期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第7期及び第8期については持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

6 株価収益率については、第9期までは当社株式は非上場であるため、第10期及び第11期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

7 当社は、平成21年10月29日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに揚げると以下のとおりとなります。

	第7期	第8期
	平成19年12月	平成20年12月
1株当たり純資産額 (円)	500.18	98.79
1株当たり 当期純損失金額() (円)	380.24	401.38
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	(-)	(-)

2 【沿革】

年月	事項
平成13年5月	細胞シート工学に基づく再生医療医薬品・再生医療支援製品の研究開発を主な目的として、東京都新宿区市谷仲之町に株式会社セルシードを設立。
平成13年7月	東京都新宿区住吉町に本店を移転。
平成14年7月	東京都新宿区新宿六丁目に本店を移転。
平成16年1月	超低付着性細胞培養器材HydroCell、細胞回収用温度応答性細胞培養器材RepCellの販売を開始。
平成17年1月	東京都新宿区若松町（現所在地）に本店を移転。
平成19年4月	新設の富岡事業所（東京都江東区）において温度応答性細胞培養器材製品の生産を開始。
平成19年9月	細胞シート回収用温度応答性細胞培養器材UpCellの国内販売を開始。
平成20年10月	連結子会社CellSeed Europe SARL（本社フランス・リヨン、現 CellSeed France SARL）を設立。
平成22年3月	ジャスダック証券取引所NEO（現 大阪証券取引所JASDAQグロース）に株式上場。
平成22年6月	イギリス・ロンドンに連結子会社CellSeed Europe Ltd.を設立。 CellSeed Europe SARL（本社フランス・リヨン）の商号をCellSeed France SARLに変更。
平成23年10月	「再生医療支援事業製品の設計・製造・販売」ISO9001：2008の認証取得。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社セルシード）及び欧州における細胞シート再生医療医薬品の研究開発・マーケティング・販売を行う子会社（CellSeed Europe Ltd.）、欧州における細胞シート再生医療医薬品の研究開発を行う子会社（CellSeed France SARL）の3社により構成されております。

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」を基盤技術とし、この技術に基づいて作製される「細胞シート」を用いて従来の治療では治癒できなかった疾患や障害を治す再生医療アプローチである「細胞シート再生医療」の世界普及を目指して、以下の2つの事業を展開しております。

(1) 「再生医療支援事業」

細胞シート再生医療の基盤ツールである「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の研究開発・製造・販売を通じて、再生医療の研究開発を支援する事業（当社が推進）

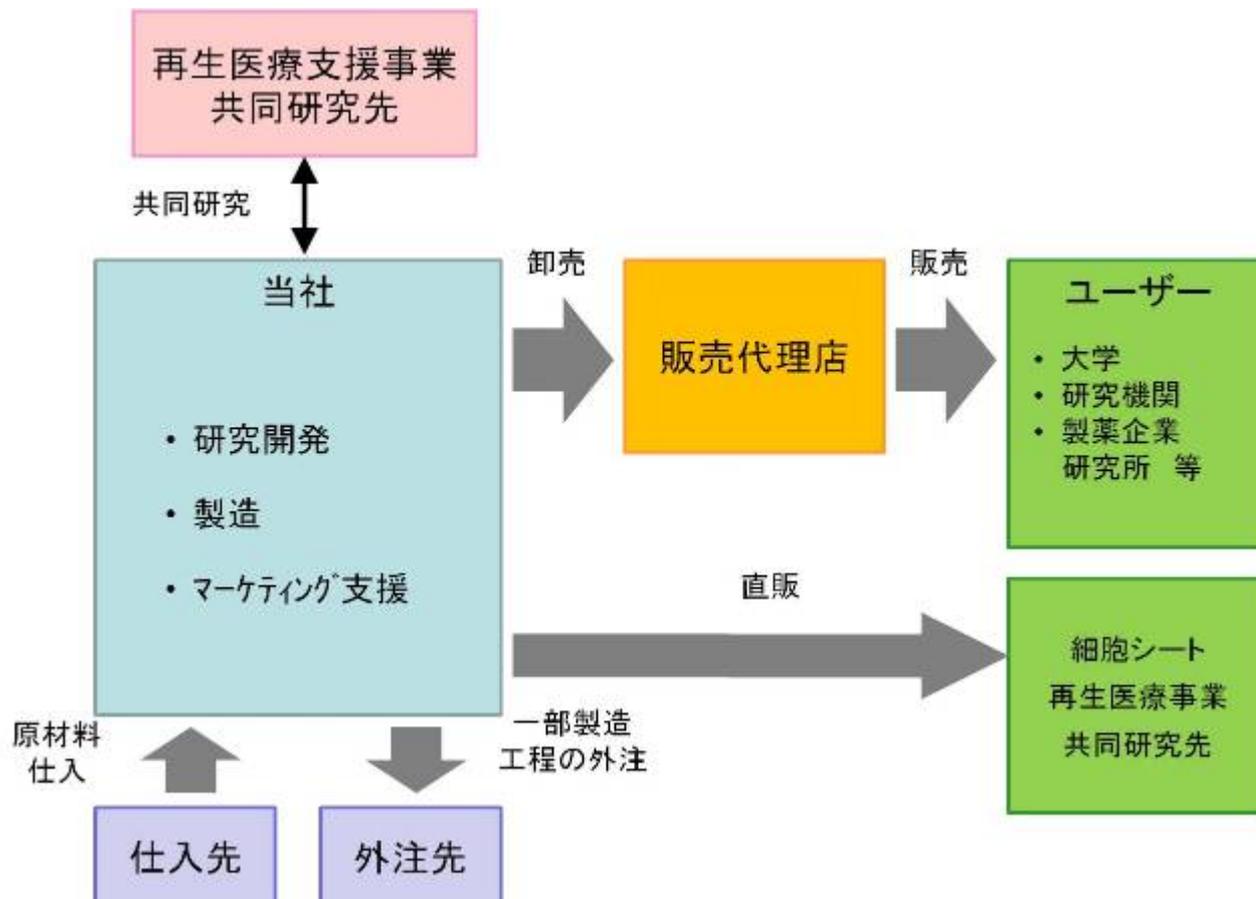
(2) 「細胞シート再生医療事業」

細胞シート再生医療医薬品及びその応用製品の研究開発・製造・販売を通じて、細胞シート再生医療の普及を推進する事業（当社及びCellSeed Europe Ltd.、CellSeed France SARLが推進）

なお、再生医療支援事業は既に製品を販売して売上高を計上しておりますが、細胞シート再生医療事業は現在事業化準備段階にありますのでまだ売上高計上には至っておりません。

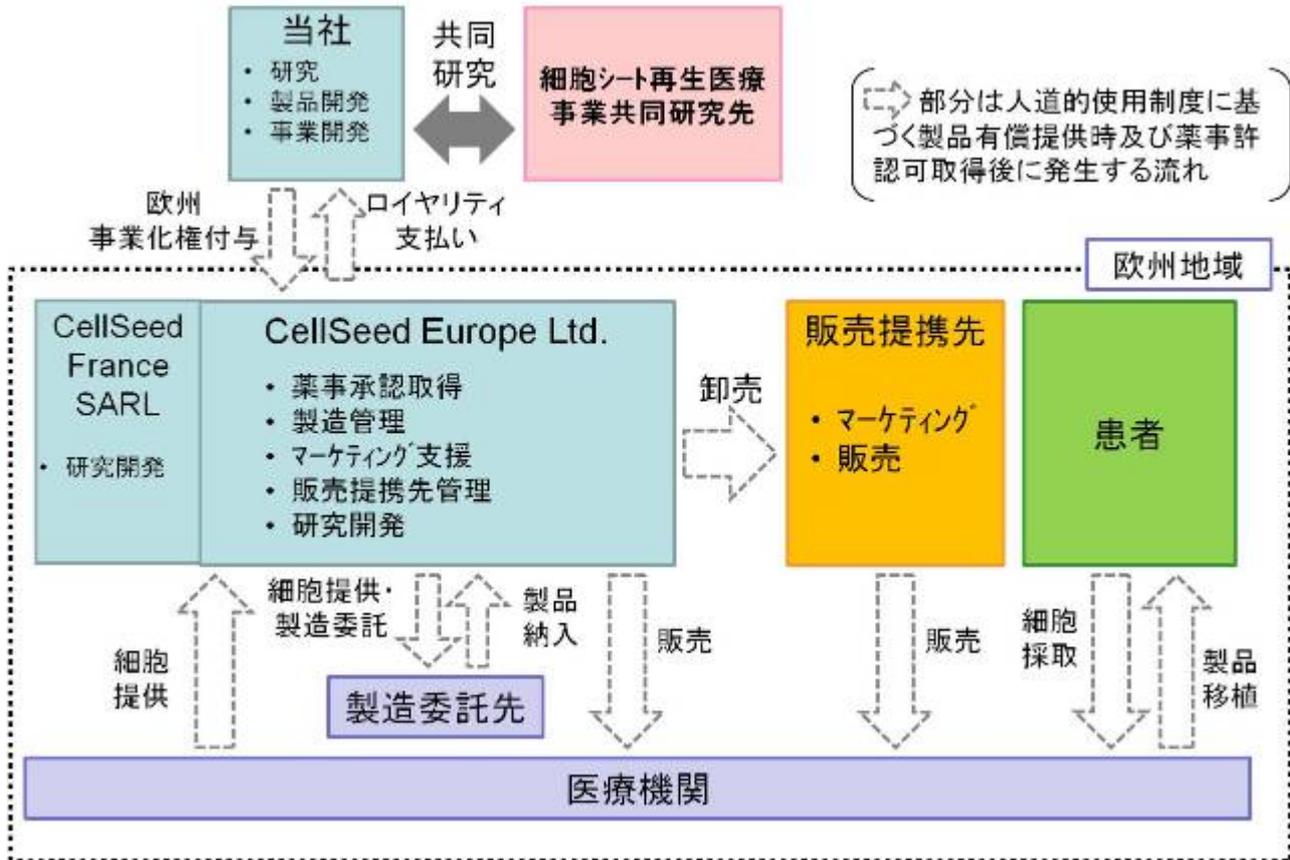
再生医療支援事業及び細胞シート再生医療事業の系統図はそれぞれ次のとおりであります。

(1)再生医療支援事業



(2)細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業は現在事業化準備段階にあります。次の事業系統図は、欧州において人道的使用制度（他に治療法がない重篤な疾患に対して人道的見地から薬事審査当局が一定の条件の下に販売承認前の製品の使用を認める欧州の薬事制度）及び薬事許認可取得後の事業系統図であります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千ユーロ)	主要な事業 の内容	議決権の 所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) CellSeed Europe Ltd.	イギリス・ロンドン	2,155	細胞シート再生 医療事業	100.0	役員兼任1名、 研究開発委託
CellSeed France SARL	フランス・リヨン	1,560	細胞シート再生 医療事業	100.0	役員兼任1名、 研究開発委託・受託

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
再生医療支援事業	10
細胞シート再生医療事業	38
全社(共通)	20
合計	68

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 当社グループは事業種類別の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数種類の事業に従事することがあります。
3 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
60	38.0	4.0	6,744,046

セグメントの名称	従業員数(人)
再生医療支援事業	10
細胞シート再生医療事業	32
全社(共通)	18
合計	60

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 当社は事業種類別の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数種類の事業に従事することがあります。
4 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響に加え、海外経済の減速や円高の影響などから不透明な状況が続きました。

当社グループを取り巻く先端医療・再生医療分野におきましては、3月に経済産業省主催の再生医療産業化戦略シンポジウム「再生医療の産業化に向けた戦略と展望」が開催され、今後再生医療がライフ・イノベーションを牽引する新規産業として発展していくための様々な課題や取り組みに関する論議がなされました。6月に開かれた医療イノベーション会議では、政府が「『日の丸』医薬品・医療機器を世界に発信し、医療分野を『経済成長を担う新たな成長産業』に育てる」ことを目指す「医療イノベーション推進の基本的方針」を発表しました。また、7月には独立行政法人・医薬品医療機器総合機構（PMDA）が大学やベンチャー企業などを対象に研究成果の実用化相談を実施するため「薬事戦略相談室」を開設し、同じく7月に再生医療の産業応用加速を目指す製薬企業大手や医療機器メーカーなどの連携組織「再生医療イノベーションフォーラム」が当社も参加して発足して第1回総会を開きました。さらに様々な研究機関からiPS細胞に関連する内容を中心とした研究開発に関する報告等が発表されております。

以上のような環境の下、細胞シート再生医療事業におきまして、当社グループは6月に角膜再生上皮シートに関する販売承認申請を欧州医薬品庁（EMA）宛に提出いたしました。また再生医療支援事業でも、引き続き精力的な販売促進活動を展開し、前連結会計年度に導入した新規商材の細胞タイトジャンクションリアルタイムモニタリングシステム「cellZscope」が好評でした。

その結果、両事業における先行投資を主因として、当連結会計年度の売上高は86,123千円（前連結会計年度比19,148千円の増加）、営業損失は1,418,952千円（前連結会計年度比214,266千円の増加）、経常損失は1,358,467千円（前連結会計年度比355,988千円の増加）、当期純損失は1,442,181千円（前連結会計年度比432,480千円の増加）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

再生医療支援事業

国内向け販売におきましては、学会・シンポジウム等への精力的な出展による認知度向上・販売促進活動に取り組みました。なかでも前連結会計年度に導入した新規商材の細胞タイトジャンクションリアルタイムモニタリングシステム「cellZscope」が好評で売上高増加に寄与しました。また、6月に次世代技術の一つである新型温度応答性細胞培養器材技術「高密度細胞アレイ用基板」に関する日本特許が成立しました。

海外向け販売におきましては、引き続き温度応答性細胞培養器材の認知度向上・販売促進活動に重点的に取り組みました。

以上のような活動の結果、円高の影響や欧州を中心とした海外景気低迷の中ではありますが、温度応答性細胞培養器材及び外部導入商材の双方の販売が計画を上回る状況で推移いたしました。

この結果、売上高は86,123千円（前連結会計年度比19,148千円の増加）、営業損失は41,678千円（前連結会計年度比20,762千円の減少）となりました。

細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では、欧州における角膜再生上皮シートの事業化準備をはじめとして5つの細胞シート再生医療医薬品パイプラインの研究開発を推進いたしました。

6月には角膜再生上皮シートに関する販売承認申請を欧州医薬品庁に提出いたしました。また、10月には、軟骨再生シートの臨床研究が承認され、歯周組織再生シートに関する臨床研究もスタートいたしました。

以上のような研究開発活動を推進した結果、営業損失は883,953千円（前連結会計年度比251,709千円の増加）となりました。（当該事業ではまだ上市した製品がなく、売上高の計上はありません。）

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べて418,086千円減少し、601,136千円となりました。当連結会計年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動に使用した資金は1,274,380千円（前連結会計年度比149,357千円の支出増）となりました。これは主に、補助金の受取69,292千円があったものの、研究開発費等の支出により税金等調整前当期純損失を1,437,971千円計上したこと並びに前受金として前連結会計年度以前に大半の入金があった補助金収入55,515千円の営業外収益への計上によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果獲得した資金は782,702千円（前連結会計年度比1,698,703千円の収入増）となりました。これは主に、有価証券の償還により1,350,000千円の収入があったものの、有価証券の取得により549,711千円の支出があったことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は100,679千円（前連結会計年度比1,944,713千円の収入減）となりました。これは、新株予約権の行使に伴う新株発行によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント	生産高(千円)	前年同期比(%)
再生医療支援事業	55,204	+10.2
細胞シート再生医療事業	-	-
合計	55,204	+10.2

- (注) 1 金額は製造原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 細胞シート再生医療事業はまだ事業化前の段階にありますので、生産実績はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント	販売高(千円)	前年同期比(%)
再生医療支援事業	86,123	+28.6
細胞シート再生医療事業	-	-
合計	86,123	+28.6

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 細胞シート再生医療事業はまだ事業化前の段階にありますので、販売実績はありません。
3 最近2連結会計年度の主要な輸出先及び輸出版売高並びに割合は、次のとおりであります。
なお、()内は販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
欧州	12,088	99.9	18,667	100.0
その他地域	13	0.1	7	0.0
合計	12,101 (18.1%)	100.0	18,675 (21.7%)	100.0

- 4 最近2連結会計年度の主要な販売先及び販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(学)東京女子医科大学	25,166	37.6	26,371	30.6
フナコシ(株)	18,695	27.9	25,076	29.1
Thermo Fisher Scientific Inc.	12,041	18.0	18,667	21.7
和光純薬工業(株)	6,466	9.7	12,071	14.0

3 【対処すべき課題】

(1)再生医療支援事業に関する課題

再生医療支援事業の最大の課題は、対象顧客層における当社細胞培養器材の認知度向上です。現在国内外の販売代理店や当社自身が販売販促活動に注力しておりますが、特に本格展開が始まってまだ間もない海外においては認知度向上余地が大きいと考えられます。

また、顧客ニーズに対応した製品ラインアップの拡充も重要な課題です。操作性の向上を目的とした新しい器材形態の開発や培養する細胞の特性に応じた器材培養表面の調整など様々な要望が顧客から寄せられており、当社でも具体的な検討作業を進めております。

製造コストの引き下げも重要課題の1つです。例えば設備稼働率が向上すれば固定費配賦額が下がるため、製造原価が下がることとなります。また現在東京女子医科大学、大日本印刷(株)と共同で検討している製造方法の抜本的な変更が実現すれば製造枚数を飛躍的に増やしつつ製造コストも引き下げることができる可能性があると考えております。

(2)細胞シート再生医療事業に関する課題

角膜再生上皮シートに関する課題

a)欧州における薬事許認可の取得

イ)人道的使用有償提供の推進

主要国において速やかに人道的使用承認を取得することは事業展開上重要な課題です。当社は最初の人道的使用有償提供国としてフランスを見込んでおりましたが、平成23年に同国が人道的使用承認要件を引き上げるための法規制の改訂を実施したことから、当社は現在その改訂の影響がフランス及びその他の欧州各国における人道的使用制度の運用に与える影響を注視しながら速やかに人道的使用制度を通じた製品供給を開始する方策を検討しているところです。また、今後の人道的使用制度を通じた製品提供について当社グループが想定する金額の対価を受け取れるように交渉していくことも、早期に売上高を計上し事業計画を達成する上で喫緊の課題とすることができます。

ロ)欧州における販売承認の取得

細胞シート再生医療医薬品パイプラインで最も事業化に近い製品は、欧州における角膜再生上皮シートです。この事業化のためには欧州における販売承認の取得が不可欠です。なお、当社は6月に角膜再生上皮シートに関する販売承認申請を欧州医薬品庁宛に提出いたしました。

現在、同庁が審査を行っている段階です。

b)欧州各国における薬価収載の実現

欧州における販売承認取得に加えて、欧州各国において角膜再生上皮シートが当社想定を下回らない価格で薬価収載されることが重要な課題です。薬価は製品1個あたりの当社グループ売上高を決める最大の要素であるだけでなく、価格の高低を通じて製品に対する需要にも影響します。

c) 欧州における製造・販売準備

製造についてはフランスTBF Genie Tissulaireと製造委託契約を締結しており、さらにリヨン国立病院の基本合意を得て複数の製造拠点を確保しております。実際に製品を製造するためには両拠点が当製品についてGMP(Good Manufacturing Practice)を承認を取得する必要があります。また販売については既に1社と販売提携契約を締結しておりますが、併せて自社グループによるマーケティング・販売活動の展開も検討しております。欧州における角膜再生上皮シートマーケティング・販売の実務的準備を完了することは当社にとって重要な課題の一つです。

d) 世界展開

角膜再生上皮シートについては、欧州のみならず米国・日本を含めた全世界への展開を図っていく計画であり、特に米国市場の開拓は重要課題の一つです。当社は2月に米国を代表する医学研究所のひとつである Los Angeles Biomedical Reserch Institute at Harbor-UCLA Medical Center(LA BioMed)と細胞シート工学を用いた再生医療に関する共同研究契約を締結し、さらに4月には米国Emmaus Medical Inc.との間で米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約及び共同研究開発基本契約を締結しました。今後欧州における欧州医薬品庁申請書類・データ等を最大限に活用しながら米国における薬事許認可当局である米国食品・医薬品局(FDA)と事前相談を進めていく方針です。

e) 適応症の拡大

現在欧州で販売申請をしている角膜再生上皮シートの適応症は「重度の視覚障害を伴う角膜上皮幹細胞疲弊症」ですが、当社グループでは将来適応症を拡大する余地が充分あると考えております。角膜上皮幹細胞疲弊症以外にも既存の治療法では治療しにくい角膜上皮疾患が存在していることがわかっておりますので、今後展開地域の拡大だけでなく適応症の拡大にも取り組みたいと考えております。

f) 製造原価の低減

再生医療製品の共通課題の一つとしてよく製造原価の低減が挙げられますが、当社グループの角膜再生上皮シートもその例外ではありません。当社グループは、自動化・機械化を含めた製造プロセスの抜本的見直しによって製造原価の低減を図っていく方針です。

その他の研究開発中製品パイプラインに関する課題

現在臨床研究中の心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シートについて、ヒトにおける基本的な安全性・有効性を示すデータを得ることが当面の課題となります。また心筋再生パッチについては治験以降の臨床開発コストが多額になると予想されることから、その手当ても重要課題の一つです。

再生医療医薬品パイプラインの拡充に関する課題

既に研究開発を推進している細胞シート再生医療医薬品パイプラインに続く新しい研究開発シーズの調達も重要な課題の1つです。当社の基盤技術である細胞シート工学には様々な再生医療医薬品を生み出す潜在可能性があり、細胞シート再生医療医薬品パイプラインの開発推進は当社にとって最も根本的な課題であると言えます。当社は東京女子医科大学などの大学・研究機関等との間に共同研究ネットワークを活用して、再生医療製品パイプラインの拡充を図っていく方針です。また(株)ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングなど提携関係にある企業との共同研究開発も積極的に推進して、当社が有する基盤技術・ノウハウと他社が有する技術・ノウハウを組み合わせる新しい再生医療医薬品の研究開発に努めていきたいと考えております。

(3)事業推進に必要な経営資源・インフラに関する課題

事業資金の確保

当社グループでは、研究開発活動の推進に伴い、運転資金、研究開発投資及び設備投資等資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社は第三者割当増資や公募増資等を実施しましたが、今後さらに増資や事業提携の実現による開発中品目からの上市前の収益確保、提携に伴う一時金の獲得、国をはじめとする公的補助金等の活用などにより資金需要に対応してまいります。また、資金調達手段の多様化により継続的に当社グループの財務基盤の強化を図っていく方針です。

人材の採用・育成

再生医療製品の研究開発には様々な専門スキルを有する人材が必要であり、特に細胞シート再生医療は工学・細胞生物学・化学などの学際分野に属することから多様な専門人材の採用・育成が不可欠です。当社グループでは今後海外での採用活動を含めて人材の確保に注力する方針です。

細胞シート再生医療事業の世界展開体制の構築

当社は、欧州角膜再生上皮シート事業を推進する拠点として、平成20年10月にCell Seed France SARL（本社フランス リヨン、当社100%出資）、平成22年6月にCellSeed Europe Ltd.（本社イギリス ロンドン、当社100%出資）を設立いたしました。一方、平成23年2月に米国を代表する医学研究所LA BioMedとの間で細胞シート工学を用いた再生医療の共同研究契約を締結し、さらに平成23年4月に Emmaus Medical Inc.との間で角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約等を締結して米国における再生医療事業拠点の構築を進めております。

またこのような世界展開体制にふさわしい人事・報酬制度の拡充も課題の1つであると考えております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。リスクの発生を全て回避できる保証はありません。また、以下の記載は当社グループに関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

なお、本項中の記載内容については、将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)再生医療支援事業・細胞シート再生医療事業の双方に共通するリスク

知的財産権に関するリスク

当社グループは研究開発活動等に必要様々な知的財産権を保有しており、これらは当社グループ所有の権利であるか、あるいは適法に実施許諾を受けた権利であると認識しております。現在当社グループでは事業に必要な特許を原則として全て自社で確保する方針を採用しており、例えば各再生医療医薬品パイプラインに関する基本的な特許については当社が出願人となって既に出願しております。さらに順次周辺特許の出願等を通じた特許網の拡充にも取り組んでおりますが、一方で出願中の特許については登録に至らない可能性が存在します。出願中特許が成立しない場合あるいは事業に必要な特許が何らかの理由で確保できない場合、当社グループの事業戦略や経営成績及び外部企業との提携関係に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような可能性が何らかの形で現実化した場合には当社グループの財政状態と経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社の基盤技術（細胞シート工学）は他の再生医療関連技術と全く異なる基本原理に基づいていることから、これまでのところ当社の技術が他社の知的財産権を侵害したりあるいは逆に他社の技術によって当社グループの知的財産権が侵害されたりして当社グループの事業進捗にとって大きな障害になったことはございません。また当社グループの重要な知的財産権については定期的に関連特許出願状況等をチェックしており、重大な問題が生じる前に逸早く対策を打つことができるよう体制の整備を図っております。さらに、継続的に新規特許を出願することによって、当社グループ特許網の拡充に努めております。

技術革新に伴う競合リスク

当社グループは細胞シート工学を基盤技術として細胞シート再生医療医薬品・再生医療支援製品の研究開発を進めております。この業界は事業として参入している企業はまだ比較的少ないものの、研究開発を進めながら参入を検討している潜在的競合相手は少なくないと想定しております。さらに、本業界における技術の進歩は速く、後発参入製品の機能は先発製品の機能を少なからず上回り、競争が激化することが容易に想定されます。それら競合相手の中には、技術力、マーケティング力、財務状況等において当社グループと比較して優位にあると思われる企業もあり、製品機能だけでなく、製造能力や生産性及びマーケティング・販売力などで当社グループを上回る可能性が考えられます。このため、当社グループは早期の事業化・収益化を目指しておりますが、これら競合相手との競争においては、計画どおりの収益を上げることができない可能性があります。

製造物責任に関するリスク

医薬品・医療機器の設計、開発、製造及び販売には、製造物責任賠償のリスクが内在しております。当社は細胞培養器材について製造物責任保険を一部付保しておりますが、最終的に当社が負担すべき賠償額を全額カバーできるとは限りません。従いまして、当社製品の欠陥等による事故が発生した場合、当社が開発した細胞シート再生医療製品が患者の健康被害を引き起こした場合、又は当社製品の治験、製造、人道的使用に関する説明、営業もしくは販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負う可能性があり、当社グループの事業及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、このような事例において結果として当社グループの過失が否定されたとしても、当社に対する製造物責任に基づく損害賠償請求等がなされること自体によるネガティブ・イメージにより、当社製品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

研究開発活動に由来するリスク

当社グループは研究開発型企業として、産学連携のもと、大学との共同研究や治験を進めております。また当社グループが手掛けている細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業そのものが新しいため、社内のほぼすべての部署が直接的又は間接的に研究開発に深く関与しており事業予算に占める研究開発費は多額なものとなっております。

しかしながら、研究開発活動が計画どおりに進む保証はなく、当該研究開発の成果が当社グループの予想どおりに上がらず、当社グループの事業戦略、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループが進めている細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業は、製品開発に長期間を要し、かつ、細胞シート再生医療事業での治験前の確認申請や製造販売承認等の薬事承認プロセスにも不確定要素が多いため、事業計画における想定以上に研究開発期間が延びた場合、研究開発費の負担増が当社グループ業績を圧迫するなど経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

ビジネスモデルに由来するリスク

a) 大学及び研究機関等との関係に由来するリスク

当社グループは、東京女子医科大学を始めとする大学や他の研究機関との連携を通じて、研究開発活動や事業基盤の強化を行っております。具体的には、当社グループの事業に関し、大学教員と顧問契約を締結して技術指導を受ける、または大学・研究機関等と共同研究を行うなどしております。しかしながら、大学教員と企業との関係は法令や各大学の規程等に影響を受ける可能性があり、また国立大学の独立行政法人化により大学の知的財産権に対する意識も変化しつつあります。従いまして、当社グループの希望どおりに共同研究や権利の譲渡を行うことができない可能性があり、かかる場合には当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

b)提携に関するリスク

当社グループの事業計画には、外部企業との提携関係を前提にした部分が存在します。前提となっている提携関係には既に契約済みのものと今後契約することを想定したものの両方がありますが、既に契約済みの提携については提携先の都合による契約終了や契約条件変更のリスクがあり、今後契約することを想定した提携については想定どおりの時期・条件で契約できないリスクが存在します。いずれの場合が現実化した場合でも、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2)再生医療支援事業に関するリスク

現在当社は、販売代理店を通じて日本国内・海外双方でUpCellを始めとする各種細胞培養器材を販売しております。当社の再生医療支援事業の製品はどれもこれまでに例をみない全く新しい種類の製品であり、付加価値が大きい分価格も高く設定されております。従いまして、今後必ずしも当社計画どおり販売数量が伸びるとは限らず、また販売促進などの理由から価格を下げる戦略を採用した結果収益性が低下する可能性も否定できません。また当社では、大日本印刷㈱との提携を通じた温度応答性細胞培養器材の生産能力の大幅増強や生産コストの引き下げ、さらには新しい温度応答性細胞培養器材の研究開発に取り組んでおりますが、これらの取り組みが実際に当社グループの事業計画や経営成績に与えるインパクトについては現時点では定かではありません。

(3)細胞シート再生医療事業に関するリスク

先端医療に関する事業であることに由来するリスク

まず一般論として、再生医療は世界的に見てもまだ本格的な普及段階に至っておらず、特に日本では最近まで主に特定の医師・医療機関が用いる高度な医療技術として比較的限定された範囲での臨床応用のみが行われてきた経緯があります。

こういった現状の背景には、最先端の医療・医薬品に特有の課題やリスクが存在します。まず再生医療の基盤となる学問や技術が急速な進歩を遂げている中で再生医療製品そのものに関する研究開発も非常に速いスピードで進んでおり、日々新しい研究開発成果や安全性・有効性に関する知見が生まれて来ています。当社グループの基盤技術である細胞シート工学は現時点では新規性の高い再生医療技術であり、また学術的に見ても安全性・有効性・応用可能性ともに他の再生医療製品よりも優れていると自負しておりますが、一方で常に急激な技術革新の波に追い越されるリスクや想定していない副作用が出るリスクが存在し、またそのために当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響が出る可能性があります。

また、再生医療製品に関連する法規制についても、最新の技術革新の状況に対応すべく常時変更や見直しが必要とされる可能性があります。例えば、法律・ガイドライン等の追加・改正により、これまで使用が認められてきた原材料が突然全く使用できなくなるといったリスクや薬事承認が下りない又は薬事承認の取得に想定以上の時間を要するといったリスクも否定できません。また世界的な医療費抑制の流れの中で、客観的根拠に基づいて当社が想定している製品価値よりも低い薬価・保険償還価格となる可能性もあります。当然このような場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響が出る可能性があります。

さらに、細胞シート再生医療事業にはまだ確立されたビジネスモデルが存在しないことに起因するリスクも存在します。細胞シート再生医療事業を長期的に持続可能な構造にするためには様々な事業基盤の整備・確保が必要で、その一部には当社グループのみならず関連する企業・業界も含めた社会的基盤の整備・拡充が必要なものもあります。また、当社グループは再生医療医薬品企業としての製品供給体制の確立へ向けた取り組みを推進しております。こういった取り組みの中には、先行投資を回収し得る利益率を達成できるだけの製造原価低減、医師に適切な内容・量の製品情報を届けることができるマーケティング・販売体制の構築、製造販売後のフォローアップ体制の確立など多くの課題が存在し、その解決のためには時間と多額の費用が必要となります。さらに言えば、当社グループの想定どおりに市場を開拓することができる保証はございません。当社グループではグローバル大手製薬企業などで豊富な実務経験を積んだスタッフを採用してビジネスモデルの確立に取り組んでおりますが、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生するリスクも存在します。

ヒト又は動物由来の原材料の使用に関するリスク

一般的に、再生医療製品はヒト細胞・組織を利用したものであり、利用するヒト細胞・組織に由来する感染の危険性を完全に排除し得ないために安全性に関するリスクが高いとされています。ただし、現在当社グループが研究開発中の細胞シート再生医療医薬品パイプライン（角膜再生上皮シート、心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シート）はいずれも患者自身の細胞を使用しますので、他人の細胞・組織を利用することによる感染リスクは原理的に存在しません。

また、やはり一般的に再生医療製品は、原材料や製造工程で使用する培地に動物由来原料を使用することがあり、この動物由来原料の使用によって未知のウイルスによる被害等が発生する可能性を否定できません。（この点について、角膜再生上皮シートは培養時のフィーダー細胞としてNIH3T3と呼ばれるマウス細胞を使用しますが、培養時に使用する器材に特殊な構造が施されているために培養しているヒト細胞が直接NIH3T3と触れることなく培養・回収できるようになっております。）

以上のように、一般的に再生医療製品には原材料として使用するヒト又は動物由来材料に起因する感染リスクが存在し、その感染リスクが当社グループの事業及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性は否定できません。

また、このような事例について当社グループの過失が否定されたとしても、ネガティブ・イメージによる業界全体及び当社製品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

製品パイプライン別リスク

a) 角膜再生上皮シートに関するリスク

イ) 欧州における事業化に関するリスク

当社グループはフランス治験を完了し、欧州医薬品庁へ販売承認申請を提出いたしました。今後の欧州医薬品庁の審査結果如何で販売承認が下りなかったりあるいはその承認に想定以上の時間がかかったりするリスクがあります。その場合、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社は欧州委員会から販売承認を取得した後速やかに各国当局と保険収載へ向けた申請を行いたいと考えておりますが、国によって医療保険に関する方針が異なり、また現時点では収載の可否や導入時期、保険点数などは定かではありません。従いまして、保険収載の可否や収載時期・収載内容によっては、当社の角膜再生上皮シートを当社グループが想定する価格で販売できない可能性も否定できません。

また、当社グループでは、販売承認取得以前に各国政府から人道的使用の承認を得て当社角膜再生上皮シートを有償で提供する計画を立てております。この人道的使用承認に基づく有償提供が実現すれば、欧州委員会からの販売承認取得を待たずに角膜再生上皮シートから収益を上げることが可能となります。しかしながら、法規則の改定やその欧州諸各国の法規制に対する影響の可能性等を考え合わせると、現時点では当社グループの計画どおり各国から人道的使用の承認が得られるかどうかは必ずしも定かではなく、また承認が得られた場合に有償での提供となるかどうか、さらには有償提供時の対価が当社グループ想定どおりの金額となるかどうかについても今後の交渉を待つ必要があり、当社グループ計画どおりの収益を上げることができない可能性も否定できません。

一方、当社グループは、現在欧州における角膜再生上皮シート製造・販売体制の構築に取り組んでおります。

製造についてはフランスのTBF Genie Tissulaireと製造委託契約を締結しており、さらにリヨン国立病院の基本合意を得ております。

同社は既にフランス政府よりTissue Engineered Products（組織工学製品）製造に関するGMP（Good Manufacturing Practice）承認を得ており、組織工学製品の一つである当社製品の製造に適した設備とノウハウを有しております。ただし、同社における製造に関しては角膜再生上皮シート製造に関するGMP承認の取得が必要になります。一方でリヨン国立病院における製造についても同様に角膜再生上皮シート製造に関するGMP承認の取得が必要です。さらに輸送についても最終製品を用いた輸送安定性検証試験の実施等が必要となっております。従いまして、今後の製造準備・輸送安定性試験の結果によっては、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、売上高についても計画どおりのスピードで市場開拓が進む確証はありません。

販売については、当社はギリシャGENESIS Pharma SAと販売提携契約を正式に締結しております。同社は、ギリシャで最も大きな売上高を挙げている医薬品企業であり、特にバイオ医薬品の販売に強みを持っております。また、自社によるマーケティング・販売活動の展開も検討しております。当社グループは今後事業計画の達成へ向けて具体的な準備作業を推進してまいります。当社事業計画で想定されている売上高を達成する確証はなく、売上高達成状況によっては当社グループの事業戦略、経営成績、財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

ロ) 欧州以外の地域における事業化に関するリスク

当社グループでは、角膜再生上皮シートを欧州以外の地域においても事業化すべく計画を立てております。米国や日本を含めた世界各国における事業化可能性が充分存在すると考えております。しかしながら、製造・販売等の許認可の権限は各国政府に存在することから、現時点では当社グループ計画どおり欧州以外の地域で事業化できない可能性があります。

ハ) 市場規模に関するリスク

欧州で申請を行っている角膜再生上皮シートの適応症は「重度の視覚障害を伴う角膜上皮幹細胞疲弊症」とされており、当社が市場調査会社を利用して調査したところではその市場規模は全世界で400～450億円程度と想定されます。これは角膜上皮幹細胞疲弊症の中でも非常に限定的な範囲に留まっておりますが、一方で角膜再生上皮シートの対象市場が実際には当社グループ想定よりもさらに小さい可能性は否定できません。

他方、当社グループ調査では当社の角膜再生上皮シートは角膜上皮幹細胞疲弊症以外の疾患も適応症とし得る可能性があり、この場合は現在の当社グループ想定よりも市場規模が大きくなります。当社想定よりも市場規模が大きい場合、現在当社グループが確保している生産能力では十分な供給ができない可能性があります。

二) 適応症の拡大について

当社グループは、角膜再生上皮シートを重度の視覚障害を伴う角膜上皮幹細胞疲弊症の治療に安定供給することを通じて、細胞シート再生医療の世界的普及に注力したいと考えております。法律に基づく各国の（製造）販売承認では、角膜再生上皮シートを使用できる疾患（適応症）は明確に決められておりますが、当社グループとしては将来角膜上皮幹細胞疲弊症の治療を通じて安全性・有効性に関するデータを蓄積した後にその他の疾患への適応症の拡大を図っていきたいと考えております。上述の第三者による市場調査では角膜再生上皮シートの対象市場は角膜上皮幹細胞疲弊症以外の疾患も含み得るとの結果が出ており、その場合の患者数は重度の視覚障害を伴う角膜上皮幹細胞疲弊症の数倍以上になると考えられます。しかしながら、角膜再生上皮シートは、過去に適応症の拡大の前例がない新規製品であり、また治療における患者のリスクとベネフィットの観点などから、必ずしも上述のような適応症拡大が実現する保証はありません。

b) 角膜再生上皮シート以外の製品パイプラインに関するリスク

現在当社グループは、角膜再生上皮シート以外に4つの細胞シート再生医療医薬品パイプライン（心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シート）の研究開発を行っています。これらすべてのパイプラインについて、共同研究先における臨床研究が実施されているか又は臨床研究が概ね終了しつつあります。今のところ研究開発の中止を必要とするような問題は報告されておりませんが、これらのパイプラインは全てまだヒトにおける基本的な安全性・有効性を立証する前の段階にあり、必ずしも当社の想定どおりに事業化できる保証はありません。

(4)財務状況に由来するリスク

マイナスの繰越利益剰余金を計上していることに由来するリスク

当社グループは研究開発型企業であり、細胞シート再生医療事業の製品が販売されるようになるまでは多額の研究開発費用が先行して計上されることとなります。そのため、第3期から当連結会計年度まで連続して当期純損失を計上したことにより、当連結会計年度末において5,791,139千円の繰越利益剰余金を計上しております。

当社グループは、中長期事業計画に基づき、将来の利益拡大を目指しております。しかしながら、当社グループは将来において計画どおりに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社グループの事業が計画どおりに進展せず当期純利益を獲得できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

税務上の繰越欠損金に関するリスク

当社には現在のところ税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、事業計画の進展から順調に当社業績が推移するなどして繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益又は当期純損失及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

資金繰り及び資金調達に関するリスク

当社グループでは、研究開発活動の推進に伴い継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社はこれまでに第三者割当増資や公募増資等を実施しましたが、今後さらに増資や事業提携の実現による開発中品目からの上市前の収益確保、提携に伴う一時金の獲得、国をはじめとする公的補助金等の活用などにより資金需要に対応してまいります。また、資金調達手段の多様化により継続的に当社グループの財務基盤の強化を図ってまいります。しかし、収益確保または資金調達、資金繰りの状況によっては、当社グループの事業活動等に重大な影響を与える可能性があります。

なお、当社は、第11期（平成23年12月期）から第13期（平成25年12月期）における細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業における研究開発資金と欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立ち上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金の調達を目的として、第4回乃至第8回新株予約権の発行をしておりますが、新株予約権の特性上、新株予約権者による行使が行われなければ当社が意図する払込みが行われず、実際の調達金額が予定された払込金額の総額を下回る可能性があります。

こうした事態が生じた場合、当社は、手許資金に加え、平成25年12月期までに獲得を目指している売上収入・提携一時金及び公的助成金・補助金、及び平成24年12月期に獲得を目指している心筋再生パッチに係る共同開発契約一時金を充当すること及び経費を圧縮することなどによって事業計画を遂行する予定ですが、これら売上収入・提携一時金及び、公的助成金・補助金等を予定通り獲得できない場合等、資金繰りの状況によっては、当社グループの事業活動等に重大な影響を与える可能性があります。

また、将来増資を中心とする資金調達を実施した場合には、当社の発行済株式数が増加することにより1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

配当政策に関するリスク

当社は設立以来配当を実施しておりません。また、当社は研究開発活動を継続的に実施していく必要があることから、当面は内部留保の充実に努め研究開発資金の確保を優先することを基本方針としております。また、株主への利益還元も重要な経営課題の1つであると認識しており、経営成績と財政状態を勘案して利益配当も検討してまいります。しかしながら、事業等の進捗から利益配当もさらに時間を要する可能性があります。

(5)新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。平成14年6月7日及び平成15年8月26日開催の臨時株主総会並びに平成18年3月30日開催の定時株主総会において旧商法第280ノ20及び旧商法第280ノ21の規定に基づく新株予約権付与に関する決議を行いました。また、平成23年9月14日開催の取締役会で第三者割当による第4回及至第8回新株予約権を決議し致しました。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様なインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(6)人材及び組織に関するリスク

特定の役員への依存に由来するリスク

代表取締役社長である長谷川幸雄は当社創立以来、最高経営責任者として経営方針や戦略の決定をはじめ、また、業界内に持つ幅広い人脈によるアライアンスパートナーとの関係構築等、当社の事業活動上重要な役割を果たしております。また、社外取締役である岡野光夫は、当社基盤技術の開発者として当社研究開発・技術開発全般にわたるアドバイスを継続的に行っており、当社グループの経営上不可欠な役割を果たしております。

当社グループでは、過度に特定の役員に依存しない組織的な経営体制の構築を進めておりますが、現時点で何らかの事由で特定の役員が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社グループの事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保及び育成に関するリスク

当社グループの事業活動は、現在の経営陣、各部門の責任者と構成員等に大きく依存しております。そのため、優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、人材確保又は育成が計画どおりに行えない場合、当社グループの事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることに由来するリスク

当社グループの組織は、役員9名（取締役6名、監査役3名）、従業員68名（平成23年12月31日現在）と小規模であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大に伴い、内部管理体制の一層の充実に努める方針ではありますが、当社グループが事業拡大に応じて、適切かつ十分な組織対応ができない場合には、組織効率が低下する可能性があります。また、人員の増加と連動する人件費の増加によって、経営効率が悪化する可能性があります。

世界展開に必要な組織体制の構築に関するリスク

当社グループは細胞シート再生医療事業の世界展開を推進しており、欧州子会社の本格的な立ち上げ作業を始めております。またその次には米国における拠点構築を行う方針です。このような海外拠点の設立にあたっては現地事情に詳しい組織や提携先のネットワークを最大限に活用して情報収集や人材採用に努めておりますが、想定どおりに人材採用や組織構築が進まない可能性もあります。このような場合、当社グループの事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7)継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、研究開発型企業として、細胞シート再生医療事業と再生医療支援事業の2つの事業を推進しております。両事業ともまだ先行投資期にあり、特に細胞シート再生医療事業は「細胞シート再生医療医薬品」という前例のない革新的医薬品の研究開発を使命としていることから長期間多額の研究開発先行投資を必要とします。換言すれば、当社グループの存在意義は継続的な先行投資に裏打ちされた両事業における積極的な研究開発活動の推進であり、当社グループの企業価値の向上は研究開発活動の積極的な展開なくして図ることができないと言っても過言ではありません。

このような事業特質を有する企業として当社グループはこれまで継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上してきており、当連結会計年度の営業キャッシュ・フローは1,274,380千円のマイナス（前連結会計年度比149,357千円のマイナス額増加）となりました。当社グループが当連結会計年度並みまたはそれ以上の規模で研究開発先行投資を継続するためには常に相応の手許資金を確保しておくことが財務運営上望ましいと考えられますが、当連結会計年度末における手許資金（現金及び現金同等物）残高は601,136千円（前連結会計年度末比418,086千円の減少）であり想定される年間営業キャッシュ・フローのマイナス額に比して著しく少ない金額となっております。

以上のような状況を踏まえると、客観的に見て当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると考えられます。

なお、当該事象についての分析・検討内容及び解消・改善するための対応策は、「第2 事業の状況 7 . 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (7)継続企業の前提に関する事項について」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は次のとおりであります。

(1)再生医療支援事業に関する販売代理店契約・販売契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
フナコシ株式会社	売買取引基本契約書	温度応答性HPLCカラム及び関連製品、温度応答性細胞培養器材、超低付着性細胞培養器材の日本国内における非独占的販売を認める基本契約	平成19年1月8日から1年間（1年毎の自動更新）
和光純薬工業株式会社	販売契約書	温度応答性HPLCカラム及び関連製品の日本国内における非独占的販売を認める契約	平成19年1月1日から2年間（1年毎の自動更新）
和光純薬工業株式会社	器材販売契約書	温度応答性細胞培養器材及び関連製品、超低付着性細胞培養器材の日本国内における非独占的販売を認める契約	平成19年9月1日から2年間（1年毎の自動更新）
株式会社島津ジーエルシー	取引基本契約書	温度応答性HPLCカラム及び関連製品の日本国内における非独占的販売を認める基本契約	平成19年5月30日から1年間（1年毎の自動更新）
Nunc A/S (Thermo Fisher Scientific)	Distribution Agreement	温度応答性細胞培養器材、超低付着性細胞培養器材及び細胞シート回収用支持体の日本以外における供給及び独占的販売を認める基本契約	平成23年5月13日より平成26年5月12日まで

(2)欧州における角膜再生上皮シート販売提携契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
GENESIS Pharma SA (GENESIS)	Definitive Agreement	ギリシャ、キプロス、ルーマニア、ブルガリア、マケドニア、トルコ、イタリアにおける角膜再生上皮シートの独占的販売に関する提携契約、契約時におけるGENESISによる契約一時金の支払い、販売単価に応じて予め定められた比率による両社での利益の按分	平成19年11月9日から、左記7カ国で最も遅く角膜再生上皮シートが上市された国の導入日より15年経過した日まで

(3)欧州以外の地域における角膜再生上皮シート製造・販売提携契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
Teva Pharmaceutical Industries Ltd. (Teva)	Distribution Agreement	イスラエル（ヨルダン川西岸を含む）における角膜再生上皮シートの独占的販売、及び売上高に応じて定められた比率に基づく対価のTevaによる支払い	平成19年12月31日から、左記の国内で角膜再生上皮シートが上市された日より10年を経過した日まで
Orphan Australia Pty Ltd (Orphan)	Definitive Agreement	オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、マレーシア、シンガポールにおけるOrphanによる角膜再生上皮シートの独占的製造及び販売、販売単価及び年間売上額に応じて定められた比率による両社での利益の按分	平成20年1月21日から、左記5カ国で最も遅く角膜再生上皮シートが上市された国の導入日より15年経過した日まで

(4)欧州における角膜再生上皮シート製造委託契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
TBF Genie Tissulaire	Contract for Manufacturing CAOMECS (注)	角膜再生上皮シートの製造を委託する契約	平成21年6月30日から3年間

(注) CAOMECSとは、角膜再生上皮シートの仮の呼称で、Cultured Autologous Oral Mucosal Epithelial Cell Sheetの略称です。

(5)主な共同研究契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
学校法人東京女子医科大学 大日本印刷株式会社 オリンパス株式会社 株式会社日立製作所	研究基本契約書	再生医療本格化のための最先端技術融合拠点に関する共同研究の実施	平成18年7月14日から平成28年3月31日(オリンパス株式会社は平成20年4月1日から、株式会社日立製作所は平成21年7月1日から参画)
株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング	共同研究開発基本契約書	当社の保有する細胞シート工学の技術・ノウハウなどを活用した次世代再生医療製品及びサービス並びにビジネスモデルの共同開発の実施	平成21年10月30日から3年間(1年毎の自動更新)
独立行政法人科学技術振興機構	共同事業の実施に係る委託研究契約書	内閣府最先端研究開発支援プログラムの研究課題(再生医療産業化へ向けたシステムインテグレーション-臓器ファクトリーの創生-)に係る研究の受託	平成22年4月1日から本研究開発が終了し、国、総合科学技術会議等との諸手続き等が完了するまで
Los Angeles Biomedical Reserch Institute at Harbor UCLA Medical Center	Reserch Study Agreement	当社の所有する細胞シート工学を用いた再生医療に関する共同研究の実施	平成23年3月7日から2年間
Emmaus Medical, Inc	共同研究開発基本契約	米国における細胞シート再生医療医薬品の共同研究開発に関して基本合意し、Emmaus Medical, Inc.は当社に対し、共同研究開発基本契約に基づく一時金として850万米ドルを支払う	平成23年4月8日より本契約に基づき締結された全ての個別契約が終了するまで
Emmaus Medical, Inc.	角膜再生上皮シートの共同研究開発及び事業化に関する個別契約	共同研究開発基本契約に基づき、米国における角膜再生上皮シートの共同研究開発及び事業化に関して合意し、Emmaus Medical, Inc.は当社に対し、個別契約に基づく一時金として150万米ドルの一時金及び細胞シート再生医療医薬品上市後のロイヤリティーを支払う	平成23年4月8日より研究開発の対象となる特許の有効期間が満了するまで

(6)その他の重要な契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
リヨン国立病院 (HCL)	AGREEMENT BETWEEN HOSPICES CIVILS DE LYON AND CELLSEED INC.	HCLによる欧州GMPに対応する施設の完成、毎年一定数の角膜再生上皮シートの生産、フランスを除く販売地域を対象とした製造委託先への技術移転等の履行保証及び当社による上記施設の工事に対する支援金の支払い	平成21年12月28日から、左記施設の完成日より10年経過する日まで

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動における当連結会計年度の研究開発費は867,943千円となっており、前連結会計年度より258,904千円増加しております。当社グループの研究開発はその性質によって異なる担当部署が推進しており、さらに部署間の協働が必要なテーマについては部署横断体制で推進しております。また当社グループの研究開発活動の多くが外部組織（大学・研究機関・企業など）との共同活動として推進されている点も特徴の1つと言えます。

また、当連結会計年度における研究活動の状況は以下のとおりであります。

(1)再生医療支援事業

再生医療支援事業におきましては、共同研究等で新しい温度応答性細胞培養器材製造方式の研究開発を推進いたしました。特許については、6月に当社のUpCell（細胞シート回収用温度応答性細胞培養器材）シリーズの次世代技術の1つである新型温度応答性細胞培養器材（高密度細胞アレイ用基板）に関する日本特許が成立いたしました。

(2)細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業におきましては、最も事業化に近い段階にある角膜再生上皮シートに関して欧州医薬品庁（EMA）に対して販売承認申請を提出し6月に受理されました。また、2月に米国Los Angeles Biomedical Research Institute at Harbor-UCLA Medical Center(LA BioMed)と細胞シート工学を用いた再生医療に関する共同研究契約を締結いたしました。また、4月にはEmmaus Medical Inc.との間で共同研究開発基本契約及び米国における角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約を締結し、米国での角膜再生上皮シート事業化準備に着手いたしました。特許については、1月に移植用「心筋再生パッチ」欧州特許、同3月に「移植用「心筋再生パッチ」日本特許、また、4月に移植用「表皮細胞シート」日本特許、8月に「細胞シートを利用した癌組織モデル作製技術」日本特許及び移植用「表皮細胞シート」欧州特許、9月に移植用「歯周組織再生シート」日本特許など特許網の構築も進めました。

また、角膜再生上皮シート以外のパイプラインにつきましては10月に軟骨再生シート臨床研究の開始が承認され、全てのパイプラインがヒト臨床段階に入りました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりです。なお、将来に関する事項は当連結会計年度末日現在において当社が判断したものであり、リスクや不確実性を含んでいます。将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご注意ください。

(1) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,271,108千円減少し、716,561千円となりました。これは、有価証券が1,309,626千円減少し、現金及び預金が91,600千円増加したことなどによります。

当連結会計年度末の固定資産は、前連結会計年度末に比べて84,133千円減少し26,721千円となりました。これは、減損損失の計上などにより有形固定資産が69,841千円減少、無形固定資産が8,007千円減少したことに加え、投資その他の資産が6,284千円減少したことなどによります。

この結果、当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて1,355,242千円減少し、743,282千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて18,536千円増加し、191,925千円となりました。これは、前受金が7,189千円増加、その他流動負債の未払費用が10,259千円増加したことなどによります。

当連結会計年度末の固定負債は、前連結会計年度末と変わらず16,984千円となりました。

この結果、当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べて18,536千円増加し、208,910千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1,373,778千円減少し、534,372千円となりました。これは、新株予約権の行使による新株の発行により資本金が50,173千円、資本剰余金が50,173千円増加した一方で、当期純損失を1,442,181千円を計上したことなどによります。

(2)経営成績の分析

売上高については、国内向け販売におきまして、学会・シンポジウム等への精力的な出展による認知度向上・販売促進活動に取り組みました。なかでも前連結会計年度に導入した新規商材の細胞タイトジャンクションリアルタイムモニタリングシステム「cellZscope」が好評で売上高増加に寄与しました。海外向け販売におきましては、引き続き温度応答性細胞培養器材の認知度向上・販売促進活動に重点的に取り組みました。

以上のような活動の結果、国内・海外の売上高は増加し、当連結会計年度の売上高は86,123千円（前連結会計年度比19,148千円の増加）となりました。

引き続き角膜再生上皮シートの欧州販売承認申請に関連する投資を中心とする細胞シート再生医療事業への先行投資額が前連結会計年度を上回ったことから販売費及び一般管理費は1,447,651千円（前連結会計年度比222,968千円の増加）、営業損失は1,418,952千円（前連結会計年度比214,266千円の増加）、経常損失は1,358,467千円（前連結会計年度比355,988千円の増加）、当期純損失は1,442,181千円（前連結会計年度比432,480千円の増加）となりました。

(3)キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べて418,086千円減少し、601,136千円となりました。当連結会計年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動に使用した資金は1,274,380千円（前連結会計年度比149,357千円の支出増）となりました。これは主に、補助金の受取69,292千円があったものの、研究開発費等の支出により税金等調整前当期純損失を1,437,971千円計上したこと並びに前受金として前連結会計年度以前に大半の入金があった補助金収入55,515千円の営業外収益への計上によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果獲得した資金は782,702千円（前連結会計年度比1,698,703千円の収入増）となりました。これは主に、有価証券の償還により1,350,000千円の収入があったものの、有価証券の取得により549,711千円の支出があったことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は100,679千円（前連結会計年度比1,944,713千円の収入減）となりました。これは、新株予約権の行使に伴う新株の発行によるものです。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に対して中期的に最も重要な影響を与える要因は、「業績目標の達成に必要な資金の確保」及び「欧州における角膜再生上皮シートの事業化」の2つです。

業績目標の達成に必要な資金の確保は、下記(5)で挙げている具体策の達成状況によってその成否が左右されることが考えられます。

欧州における角膜再生上皮シート事業化の成否は、主に、薬事許認可の取得可否及び取得時期、製品製造能力の確保、マーケティング・販売体制の構築、適切な収益性が得られる薬価の取得、の4つの課題の達成状況によって左右されることが考えられます。

(5) 経営戦略の現状と見通し

上記(4)で挙げた要因のうち、業績目標の達成に必要な資金の確保につきましては、当社は既に複数の具体策を推進しております。

現時点で具体化している資金調達活動の一例として、米国Emmaus Medical Inc.（以下「エマウス社」）からの提携契約一時金の受領があります。当社は平成23年4月にエマウス社との間で2本の共同研究開発契約を締結し、合計1,000万米ドルの契約一時金を受領することとなりました。現在当社は当該一時金受領の前提条件となっている技術移転作業をエマウス社に対して実施しており、今のところ平成24年12月期中に1,000万米ドル全額を受領できる見込みとなっております。さらに、平成24年12月期の中でもできるだけ早いタイミングで契約一時金を受領できるようにエマウス社との調整を進めているところです。

また、別の具体的な資金調達活動の例として、新株予約権を活用した資金調達枠の設定が挙げられます。当社グループは、総額1,000,000千円のエクイティ・ファイナンス枠の設定を目的として、平成23年10月に野村證券株式会社宛に第4回～第8回新株予約権を発行いたしました。当該資金調達枠を通じてこれまでに100,000千円の調達実績があり、さらに最大900,000千円の調達が可能です。

さらに、当社グループは上述以外にも複数の資金調達活動を推進しており、必要資金の確保を目指してこれらの活動を同時並行で推進していく方針です。

上記(4)で挙げたもう1つの要因である欧州における角膜再生上皮シート事業化の成否に関する4つの課題（上記(4)の～）について、当社グループは以下のような戦略を採用しております。

まず「薬事許認可の取得可否及び取得時期」については、平成23年6月に角膜再生上皮シートに関する販売承認申請を欧州医薬品庁（EMA）宛に提出し、現在同庁が薬事審査を行っている段階です。当社グループとしては、専門的アドバイスや審査当局との相談等の状況を踏まえて、できるだけ早期の販売承認（条件付承認を含む）の取得を目指す方針です。

「製品製造能力の確保」については、内製化するためには多額の設備投資が必要になると考えられることから、製造委託によって対応する戦略を採用しております。当社グループはこれまでにフランスのTBF Genie Tissulaireと製造委託契約を締結しており、またリヨン国立病院から製造委託に関する合意を得ております。ただし、両拠点における製造に関しては角膜再生上皮シート製造に関するGMP承認の取得が必要であり、輸送については最終製品を用いた輸送安定性検証試験の実施等が必要です。当社グループは、速やかにこれらの課題に対応していく方針としております。

の「マーケティング・販売体制の構築」との「適切な収益性が得られる薬価の取得」に関して、当社グループが欧州委員会の販売承認を取得するとEU加盟27ヶ国及びアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの計30ヶ国において当社製品を販売することが可能となります。ただし実際のマーケティング・販売活動は国別に計画を立てて実施する必要があり、また薬価も国別に取得することになります。このような状況を踏まえて、当社グループは各国の有力医師や薬事当局と強いネットワークを構築し得る提携先企業や人材を活用してマーケティング・販売活動や薬価交渉を行う方針を採用しております。当社グループは既に欧州の医薬品企業（ギリシャのGENESIS Pharma SA）と販売提携契約を締結しており、また平成23年9月には医薬品ビジネスの経験が豊富なオーストリア人を欧州総責任者に任命いたしました。GENESIS Pharma SAはギリシャ最大手の医薬品企業としてバイオ医薬品の販売等実績を有する企業であることから、当社グループでは同社との提携が今後のマーケティング・販売活動及び薬価交渉の推進に資するものと期待しております。また経験豊富な欧州人材を欧州総責任者に任命することによって、提携によるマーケティング・販売だけでなく自販による展開も検討し得る戦略的自由度を得たと認識しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

上述(5)で述べたうちで業績目標の達成に必要な資金の確保に関する戦略については、既に取り組んでいる具体策を成果に結び付けていくことが最優先課題であると認識しております。また資金調達時期も重要な要素であり、当社としてはできるだけ早い時期に資金を確保できるように活動を進めていく方針です。

上記(5)で述べたうちで欧州における角膜再生上皮シートの事業化に関する戦略については、欧州における販売承認を取得することが最優先課題であると認識しております。当社グループはこれまでに当社グループが提出した承認申請書類に関する欧州医薬品庁の正式コメントを受領し、現在同庁との間でその具体的内容に関する確認を行いながらコメントに対する回答の検討・準備を進めております。これまでの社内検討・準備状況を総合的に踏まえた結果として、当社グループはかねてより準備してきた多施設分散型治験の中間データなどによる販売承認申請内容の補強を行う方針を既に決定しておりますが、今後も欧州医薬品庁などの意見を踏まえながら条件付承認を含めた販売承認の早期取得を目指して全力を挙げる方針です。

(7) 継続企業の前提に関する事項について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク (7) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載しておりますように、当連結会計年度において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループはこれまでも、継続的な資金ニーズに対応するために、資本提携を伴う事業提携の獲得、事業提携に伴う契約一時金の獲得、公的補助金・助成金の活用、株式上場による公募増資、第三者割当増資など様々な形での資金調達を実現してきた実績を有します。継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような資金状況につきましても、既に当社グループは複数の具体策を推進しております。

現時点で具体化している資金調達活動の一例として、米国Emmaus Medical Inc.（以下「エマウス社」）からの提携契約一時金の受領があります。当社グループは平成23年4月にエマウス社との間で2本の共同研究開発契約を締結し、合計1,000万米ドルの契約一時金を受領することとなりました。現在当社グループは当該一時金受領の前提条件となっている技術移転作業をエマウス社に対して実施しており、今のところ平成24年12月期中に1,000万米ドル全額を受領できる見込みとなっております。さらに、平成24年12月期の中でもできるだけ早いタイミングで契約一時金を受領できるようにエマウス社との調整を進めているところです。

また、別の具体的な資金調達活動の例として、新株予約権を活用した資金調達枠の設定が挙げられます。当社グループは、総額1,000,000千円のエクイティ・ファイナンス枠の設定を目的として、平成23年10月に野村證券株式会社宛に第4回～第8回新株予約権を発行いたしました。当該資金調達枠を通じてこれまでに100,000千円の調達実績があり、さらに当該調達枠の残高は最大900,000千円です。

加えて、当社グループは上述以外にも複数の資金調達活動を同時並行で推進しております。現在当社グループは複数の相手方と守秘義務契約を締結した上で様々な資金調達交渉を具体的に進めている最中です。

さらに、当社グループは全社的な支出計画の見直しを実施し、必要資金が確保できるまでの間支出を最小限に留める経費計画の運用を開始しております。

当社グループは、上記の各施策を確実に実行することによって継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況を解消又は改善することも可能であると考えておりますが、いずれも現時点で未確定な部分があり、従って継続企業の前提に関する重要な不確実性は存在していると判断しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は14,772千円であり、その主なものは、研究用機器の購入によるものであります。

なお、重要な設備の除却及び売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成23年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物 (千円)	機械 及び装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	その他 設備	統括業務 施設他					55
富岡事業所 (東京都江東区)	再生医療 支援事業	機能性器材 製造設備					5

(注) 1 リース契約による重要な賃借設備はありません。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 当事業年度に固定資産の帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。詳細につきましては、「2 財務諸表等 注記事項(損益計算書関係)」をご参照ください。

4 上記の他、連結会社以外から賃借している主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都新宿区)	再生医療支援事業、 細胞シート再生医療事業	統括業務施設他	30,028
富岡事業所 (東京都江東区)	再生医療支援事業	機能性器材製造設備	7,553

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在、重要な自社設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,300,000
計	15,300,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,446,240	5,446,240	大阪証券取引所 J A S D A Q グロー ス	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式は100株であります。
計	5,446,240	5,446,240	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成14年6月7日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	1,454 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	188,300 (注)1、2、5、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	958 (注)3、4、6	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年6月8日 至平成24年6月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 958 資本組入額 479 (注)3、4、6	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権を保有する者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員又は協力者として取締役会にて承認された者の地位にあることを要します。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率
- 3 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率
- 4 当社が新株予約権発行後、行使価額を下回る払込額で新株式を発行する場合、その他要項で定める場合は、行使価額を次に定める算式をもって調整します。
- $$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$
- 5 上記4に定める行使価額の調整事由が発生した場合は、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、目的たる株式数につき必要な調整を行います。
- 6 平成21年10月29日付で株式分割を実施しているため新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

平成15年8月26日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	1,384 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	212,300 (注)1、2、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,155 (注)3、4	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年8月27日 至平成25年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,155 資本組入額 578 (注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権を保有する者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員又は協力者として取締役会にて承認された者の地位にあることを要します。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2 行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整します。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

3 当社の株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式をもって調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 平成21年10月29日付で株式分割を実施しているため新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

平成18年3月30日定時株主総会決議、平成18年11月27日発行（第3回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	330 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000 (注) 1、2、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,479 (注) 3、4、5	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,479 資本組入額 740 (注) 3、4、5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによります。</p> <p>新株予約権発行時において社外の協力者であった者は、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

4 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{1/分割・併合の比率}$$

5 平成21年10月29日付で株式分割を実施しているため新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

平成18年3月30日定時株主総会決議、平成18年12月27日発行（第3回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	890	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,000 (注)1、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,479 (注)2、3、4	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,479 資本組入額 740 (注)2、3、4	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによります。</p> <p>新株予約権発行時において社外の協力者であった者は、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率

4 平成21年10月29日付で株式分割を実施しているため新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

平成18年3月30日定時株主総会決議、平成19年1月23日発行（第3回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	10 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000 (注) 1、2、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,479 (注) 3、4、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成28年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,479 資本組入額 740 (注) 3、4、5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによります。</p> <p>新株予約権発行時において社外の協力者であった者は、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

4 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率

5 平成21年10月29日付で株式分割を実施しているため新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

平成18年3月30日定時株主総会決議、平成19年2月22日発行（第3回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	110	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,000 (注)1、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,479 (注)2、3、4	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,479 資本組入額 740 (注)2、3、4	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによります。</p> <p>新株予約権発行時において社外の協力者であった者は、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率

4 平成21年10月29日付で株式分割を実施しているため新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

平成18年3月30日定時株主総会決議、平成19年3月1日発行（第3回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000 (注)1、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,479 (注)2、3、4	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,479 資本組入額 740 (注)2、3、4	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによります。</p> <p>新株予約権発行時において社外の協力者であった者は、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率

4 平成21年10月29日付で株式分割を実施しているため新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

平成18年3月30日定時株主総会決議、平成19年3月16日発行（第3回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	45 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,500 (注)1、2、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,479 (注)3、4、5	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,479 資本組入額 740 (注)3、4、5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。その他の条件は新株予約権割当契約に定めるところによります。</p> <p>新株予約権発行時において社外の協力者であった者は、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

4 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率

5 平成21年10月29日付で株式分割を実施しているため新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

会社法に基づき発行した新株予約権（第三者割当）は、次のとおりであります。

平成23年9月14日取締役会決議、平成23年10月4日発行（第4回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	当初行使価額(1,340.3円)における潜在株式数 74,610株 上限行使価額(2,062円)における潜在株式数 48,496株 下限行使価額(824.8円)における潜在株式数 106,500株 (注)2、3、4、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000,000 (注)2、3、4、5	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年10月5日 至平成26年10月3日 (注)6	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)8	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)9	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成23年9月14日取締役会決議、平成23年10月4日発行（第5回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	当初行使価額(1,340.3円)における潜在株式数 149,220株 上限行使価額(2,062円)における潜在株式数 96,993株 下限行使価額(824.8円)における潜在株式数 213,000株 (注)2、3、4、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000,000 (注)2、3、4、5	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年10月5日 至平成26年10月3日 (注)6	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)8	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)9	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成23年9月14日取締役会決議、平成23年10月4日発行（第6回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	当初行使価額(1,340.3円)における潜在株式数 149,220株 上限行使価額(2,062円)における潜在株式数 96,993株 下限行使価額(824.8円)における潜在株式数 213,000株 (注)2、3、4、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000,000 (注)2、3、4、5	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年10月5日 至平成26年10月3日 (注)6	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)8	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)9	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成23年9月14日取締役会決議、平成23年10月4日発行（第7回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	当初行使価額(1,340.3円)における潜在株式数 149,220株 上限行使価額(2,062円)における潜在株式数 96,993株 下限行使価額(824.8円)における潜在株式数 213,000株 (注)2、3、4、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000,000 (注)2、3、4、5	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年10月5日 至平成26年10月3日 (注)6	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)8	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)9	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成23年9月14日取締役会決議、平成23年10月4日発行（第8回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年2月29日)
新株予約権の数(個)	4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	当初行使価額(1,340.3円)における潜在株式数 149,220株 上限行使価額(2,062円)における潜在株式数 484,965株 下限行使価額(824.8円)における潜在株式数 213,000株 (注)2、3、4、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000,000 (注)2、3、4、5	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年10月5日 至平成26年10月3日 (注)6	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)8	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)9	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。

2 新株予約権の目的である株式の種類及びその算定方法

本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(注)3(2)に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、(注)4又は(注)5に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に定める出資金額とする。なお、修正開始日(注)4第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(各本新株予約権につき、(注)8(2)に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日(注)6(1)に定義する。)において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。(注)10(4)に定義する。)又は個別行使請求(包括行使請求が行われた本新株予約権について、新株予約権者が、当該本新株予約権に係る包括行使請求の効力発生日となる権利行使最終期日を待たずに、(注)6(2)に定める個別行使可能期間内において、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。(注)10(5)に定義する。)に基づく本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額もこれと同額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初1,340.3円とする。ただし、(注)4又は(注)5に従い、修正又は調整される。

4 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成23年10月5日以降、平成25年10月4日までの間（以下「行使価額修正期間」という。）、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正の決定（以下に定義する。）を行った日（以下「行使価額修正決議日」という。）の前銀行取引日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む、以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）が下限行使価額（本項第(2)号に定義する。）以上である場合には、修正開始日（修正開始日行使価額算定期間（本項第(2)号に定義する。）の最終日の翌銀行営業日をいい、以下「修正開始日」という。）以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正決議日に、下限行使価額（なお、(注)5(1)乃至(4)による調整を受けない限り、824.8円である。）及び行使価額修正の決定が行われたことを新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日（当日を含む。）から修正開始日の翌月の第2金曜日まで（当日を含む。）の期間においては、行使価額修正決議日の翌銀行営業日から（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の翌銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の翌銀行営業日の直後の取引日からの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。）に修正され、また、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以降においては、毎月第2金曜日（初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正され、上記及びに従って修正された後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。なお、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間内に、(注)5(2)又は(4)で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が824.8円（ただし、(注)5(1)乃至(4)による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が2,062円（ただし、(注)5(1)乃至(4)による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 修正開始日以後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額（ただし、当該日の翌日以降、(注)5(2)又は(4)で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、(注)5第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）に修正される。なお、当該修正後、本項(1)に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項(2)に定める行使価額の修正は行わないものとする。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本項(1)に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、又は本項(3)に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項(1)乃至(3)により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5 行使価額の調整

- (1) 当社は、新株予約権の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（本項(3)に定義する、以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項(3)に定義する、以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本項又はによる行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項(3)

に定義する、以下同じ。）が、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項(3)に定義する、以下同じ。）を超えるとときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項(2)又は(4)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本項 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本項 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本項 又は上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本項 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については(注)10(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本項 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項(2)において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項(2)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項(2)において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項(2)において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項(2)における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項(2)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項(2) においては) 当該行使価額の調整前に、本項(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項(2) においては) 当該行使価額の調整前に、本項(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (4) 本項(2)で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項(1)乃至(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項(2) の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6 新株予約権の行使可能期間

- (1) 平成23年10月5日から平成26年10月3日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成26年10月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。

- (2) 本項(1)に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、(注)4(1)に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使に係る行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、(注)4(3)により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。

7 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8 新株予約権の行使の条件

- (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (2) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本項(5) に定めるいずれの事由も発生せず、(注)4(3)に定める事由も発生せず、(注)9(1)又は(2)に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。

包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて本新株予約権の要項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。

権利行使最終期日の前銀行営業日に本項 に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から本新株予約権の要項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。

包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使に係る行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使に係る行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。

- (3) (注)11(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日（ただし、(注)4(3)により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日）に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- (4) (注)4(3)により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- (5) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
()当社が支払の停止に至った場合又は当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合若しくは裁判所若しくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
()当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
()当社の重要な財産が差し押さえられた場合
本項 のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

9 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中に(注)4(1)に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は平成25年10月4日までに(注)4(3)に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに(注)4(1)に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成25年10月4日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが516円（ただし、(注)5(1)乃至(4)による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (5) 本項(1)又は(2)により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。
- (6) 本項(1)又は(2)により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(注)10(7)に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

10 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 行使価額修正期間中に(注)4(1)に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は(注)4(3)に基づく行使価額の修正が行われた後、(注)4(1)に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成25年10月4日まで(当日を含む。)に、本項(6)及び(7)に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (2) 平成25年10月5日以降に(注)4(3)に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項(6)及び(7)に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (3) (注)4(1)に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項(6)及び(7)に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (4) (注)4(1)に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、(注)8(2)に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項(6)及び(7)に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。
- (5) 前項に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項(6)及び(7)に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、(注)8(2)に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
- (6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び(注)4(3)に基づく行使価額の修正が行われた後、(注)4(1)に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求及び個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本新株予約権の要項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7) 前項の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び(注)4(3)に基づく行使価額の修正が行われた後、(注)4(1)に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本新株予約権の要項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本新株予約権の要項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたこと及び当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、並びに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。
- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部若しくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

11 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、(注)10(6)の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ(注)10(7)の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日又は本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、(注)10(6)の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ(注)10(7)の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、(注)8(5)に定めるいずれの事由も発生せず、(注)4(3)に定める事由も発生せず、(注)9(1)又は(2)に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

12 本新株予約権の特質は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間（それぞれ(注)4(2)に定義する。）に株価が下落し、修正後行使価額（(注)4(2)に定義する。）が当初行使価額（1,340.3円）を下回った場合には、交付される株式数が増加いたします。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について
当社は、本件新株予約権の割当日の翌日（平成23年10月5日）以降、当社の判断により、回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます（同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。）。修正開始の決定がなされた回号の新株予約権の行使価額は、当該修正開始を決定した日の翌銀行営業日から（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで（当日を含む。）の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正されます。なお、下限行使価額は824.8円（発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の80%）、上限行使価額は2,062円（発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の200%）です。修正開始後、株式会社大阪証券取引所終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終取引日の翌日以降、行使価額は当初行使価額に戻り、当社は、残存する本件新株予約権について、割当日の翌日以降約2年間、何度でも上記のとおり行使価額の修正開始を決定することができます。
- (3) 行使価額等の下限等
()行使価額等の下限
本新株予約権の行使価額の下限は824.8円（(注)4(2)を参照）。
()割当株式数の上限
下限行使価額(824.8円)における潜在株式数：1,065,000株
上記の下限行使価額における潜在株式数は、本件新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限であります。
- (4) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項が付されております。（(注)9を参照）。

- 13 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決めの内容
当社は、本新株予約権の所有者である野村證券株式会社（以下「割当先」という。）との間で、以下について合意しております。

(1) < 上限議決権超過行使等の制限に係る合意 >

当社は、当社が本新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。）に係る議決権の数に、本新株予約権、当社が本新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び当社普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。）の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、10,650個（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割若しくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日若しくは変更日前に本件新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使若しくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得若しくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない、（以下、かかる本件新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求又は取得並びに同時期発行議決権付株式の発行を合わせて「上限議決権数超過行使等」という。）

当社は、下記「< 割当先による行使制限措置 >」に基づく割当先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当先に通知した上、速やかに（注）9（1）に定める取得（残存する本件新株予約権の全部の取得に限る。）の手续を行うものとする。ただし、割当先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

< 割当先による行使制限措置 >

当社は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2（1）乃至（6）の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当先に行かせない。

割当先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使若しくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

- 14 当社の株券の売買に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決め

当社は、割当先との間で、以下について合意しております。

割当先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

- 15 当社の株券の賃借に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決め

当社は、割当先との間で、以下について合意しております。

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である長谷川幸雄及び当社社外取締役である岡野光夫は、その保有する当社普通株式について割当先への貸株を行う。

- 16 その他投資者の保護を図るために必要な事項

割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成23年10月1日から 平成23年12月31日まで)	第11期 (平成23年1月1日から 平成23年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2	2
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	121,240	121,240
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	824.8	824.8
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	100,000	100,000
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	2
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	121,240
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	824.8
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	100,000

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年1月16日 (注) 1	12,103	28,320	411,502	1,775,432	411,502	1,755,432
平成21年3月27日 (注) 2	8,530	36,850	290,020	2,065,452	290,020	2,045,452
平成21年6月26日 (注) 3	1,400	38,250	47,600	2,113,052	47,600	2,093,052
平成21年10月29日 (注) 4	3,786,750	3,825,000		2,113,052		2,093,052
平成22年3月15日 (注) 5	1,500,000	5,325,000	1,035,000	3,148,052	1,035,000	3,128,052
平成23年11月11日 (注) 6	60,620	5,385,620	25,086	3,173,138	25,086	3,153,138
平成23年11月21日 (注) 7	60,620	5,446,240	25,086	3,198,225	25,086	3,178,225

(注) 1 有償第三者割当

発行価格 68,000円
資本組入額 34,000円
割当先 ファストトラックイニシアティブ1号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル株式会社、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合、安田企業投資3号投資事業有限責任組合、YED東京1号投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合ハンズオン1号、投資事業有限責任組合ハンズオン1・2号、エーシーベンチャーズ6号投資事業組合、オリンパス株式会社、大日本印刷株式会社、Emmaus MEDICAL INC.

2 有償第三者割当

発行価格 68,000円
資本組入額 34,000円
割当先 ジャフコ・ジー九(エー)号投資事業有限責任組合、ジャフコ・ジー九(ビー)号投資事業有限責任組合、ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合、SRIベンチャー1号投資事業有限責任組合、アント・リード2号投資事業有限責任組合、アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006神戸バイオ・メディカル4号投資事業有限責任組合、阪大イノベーション1号投資事業有限責任組合、TTI中部ベンチャー1号投資事業有限責任組合

3 有償第三者割当

発行価格 68,000円
資本組入額 34,000円
割当先 三井住友銀行成長企業投資信託口 受託者ソシエテジェネラル信託銀行株式会社

4 株式分割

平成21年10月29日に、同日17時の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、所有普通株式数1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

5 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,500円
引受価額 1,380円
資本組入額 690円

6 第4回新株予約権(1個)の行使による増加

7 第4回新株予約権(1個)の行使による増加

(6) 【所有者別状況】

平成23年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	20	40	16	7	5,112	5,199	-
所有株式数(単元)	-	2,978	1,721	5,599	1,015	126	43,004	54,443	1,940
所有株式数の割合(%)	-	5.47	3.16	10.28	1.86	0.23	78.99	100.00	-

(注) 自己株式66株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ファストトラックイニシアティブ1号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷四丁目1番4号	290,000	5.32
ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号(株式会社ジャフコ内)	203,400	3.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	192,100	3.53
ジャフコ・ジー九(ビー)号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号(株式会社ジャフコ内)	184,100	3.38
ジャフコ・ジー九(エー)号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号(株式会社ジャフコ内)	168,400	3.09
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	147,100	2.70
オリンパス株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目43番2号	147,000	2.70
岡野 光夫	千葉県市川市	138,000	2.53
長谷川 幸雄	千葉県市川市	136,000	2.50
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	117,000	2.15
計	-	1,723,100	31.64

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式	5,444,300	54,443	
単元未満株式	普通株式	1,940	-	
発行済株式総数		5,446,240	-	-
総株主の議決権		-	54,443	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式66株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当社は、自己株式のうち、単元未満の自己株式を66株所有しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成14年6月7日臨時株主総会決議 [第1回新株予約権])

決議年月日	平成14年6月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 1名 従業員 3名 その他個人 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成15年8月26日臨時株主総会決議 [第2回新株予約権])

決議年月日	平成15年8月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 1名 従業員 12名 その他個人 15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年3月30日定時株主総会決議、平成18年11月27日発行 [第3回新株予約権])

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	従業員 30名 その他個人 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年3月30日定時株主総会決議、平成18年12月27日発行 [第3回新株予約権])

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年3月30日定時株主総会決議、平成19年1月23日発行 [第3回新株予約権])

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年3月30日定時株主総会決議、平成19年2月22日発行 [第3回新株予約権])

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	その他個人 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年3月30日定時株主総会決議、平成19年3月1日発行 [第3回新株予約権])

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年3月30日定時株主総会決議、平成19年3月16日発行 [第3回新株予約権])

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	66	-	66	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は設立以来配当を実施しておらず、また当事業年度末においても配当可能な状況にありません。

当社は細胞シート再生医療医薬品及び再生医療支援製品の研究開発を主体とするビジネスモデルを採用しており、現在は最も事業化に近い段階にある細胞シート再生医療医薬品パイプライン（角膜再生上皮シート）の欧州における販売承認取得を目指している段階です。角膜再生上皮シートが本格的に収益に寄与するまでにはまだ数年以上の時間が必要である一方で、多額の先行投資を伴う研究開発活動を今後も継続的かつ積極的に実施していく計画としていることから、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先したいと考えております。

ただし、株主への利益還元も当社にとって最も重要な経営課題の1つであると認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しながらできるだけ早期に配当を実現すべく引き続き検討してまいります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会です。また、当社は、機動的な配当対応を行うため、会社法第454条第5項に基づく中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月
最高(円)	1,548	2,190
最低(円)	678	693

(注) 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所における（NEO市場）ものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQグロースにおけるものであります。
なお、平成22年3月16日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,333	1,198	1,268	1,030	915	833
最低(円)	1,151	950	831	850	736	693

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQグロースにおけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		長谷川 幸雄	昭和29年2月15日生	昭和61年1月 東邦大学薬学部 助手 平成3年11月 ファルマシア バイオテック株式会社（現GEヘルスケア バイオサイエンス株式会社）研究開発室主任研究員 平成4年5月 同社研究開発室長 平成10年4月 アマシャム ファルマシア バイオテック株式会社（合併により社名変更、現GEヘルスケア バイオサイエンス株式会社）シニアマネージャー、グローバルR&D東京サイト ヴァイス・プレジデント 平成13年5月 当社設立 当社代表取締役社長（現任） 平成20年10月 CellSeed Europe SARL（現CellSeed France SARL）President & CEO（現任） 平成22年6月 CellSeed Europe Ltd. President & CEO（現任）	(注3)	136
取締役	最高財務 責任者 管理部門長	細野 恭史	昭和41年12月10日生	平成元年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 平成11年9月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 平成18年8月 当社最高財務責任者管理部門長 平成18年8月 当社取締役最高財務責任者管理部門長（現任）	(注3)	-
取締役	開発部門長	清水 忠一	昭和17年5月26日生	昭和40年4月 武田薬品工業株式会社入社 平成9年1月 ジョンソン・エンド・ジョンソン Inc. コンシューマーグループ アジアパシフィック テクニカルディレクター兼日本法人役員（バイスプレジデント） 平成15年4月 同社アドバイザー（現任） 平成18年3月 当社監査役 就任 平成23年3月 当社監査役 退任 平成23年3月 当社取締役（現任）	(注3)	-
取締役		岡野 光夫	昭和24年3月21日生	平成6年1月 東京女子医科大学医用工学研究施設 教授 平成6年1月 The University of Utah College of Pharmacy Adjunct Professor（現任） 平成8年6月 ナノキャリア株式会社取締役（現任） 平成11年4月 東京女子医科大学医用工学研究施設 施設長・教授 平成13年4月 東京女子医科大学先端生命医科学研究所 所長・教授（現任） 平成13年5月 当社取締役（現任）	(注3)	138

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		木村 廣道	昭和25年9月4日生	平成10年4月 平成12年7月 平成12年8月 平成13年5月 平成14年9月 平成16年3月	日本モンサント株式会社 代表取締役社長 ヒュービットジェノミクス株式会社 代表取締役社長 株式会社ライフサイエンスマネジメント 代表取締役社長パートナー(現任) 当社取締役(現任) 東京大学大学院薬学系研究科ファーマコビジネス・イノベーション教室 特任教授(現任) 株式会社ファストトラックイニシアティブ 代表取締役パートナー(現任)	(注3)	-
常勤監査役		小林 一郎	昭和13年6月7日生	昭和39年9月 平成8年11月 平成12年3月 平成14年4月 平成17年3月	ニッセイ電機株式会社 経営企画室長 インナーブレイン株式会社 財務経理室長 スターウェブ株式会社 取締役 当社財務室長 当社監査役(現任)	(注4)	-
監査役		澤井 憲子	昭和23年9月12日生	昭和53年4月 平成4年1月 平成9年7月 平成18年3月 平成18年5月 平成21年6月	第二東京弁護士会に弁護士登録 ブラウン・守谷・帆足・窪田法律事務所アソシエイト 同法律事務所パートナー 春木・澤井・井上法律事務所開設 当社監査役(現任) 東京丸の内法律事務所パートナー(現任) 株式会社カイオム・バイオサイエンス 監査役(現任)	(注4)	-
監査役		山口 十思雄	昭和38年6月4日生	昭和63年10月 平成8年8月 平成20年5月 平成21年6月 平成23年3月	サンワ等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社 株式会社ジャフコ入社 ジャフコ公開コンサルティング株式会社(現ジャフココンサルティング株式会社)出向 山口公認会計士事務所開設 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 監査役(現任) 当社監査役(現任)	(注5)	-
計							274

- (注) 1 取締役岡野 光夫及び木村 廣道は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役澤井 憲子及び山口 十思雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 平成22年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 平成21年10月30日開催の臨時株主総会終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 平成22年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 当社は法令に定める監査役の数に欠ける場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
野田 一雄	昭和44年6月14日生	平成4年4月 平成19年11月 平成22年4月	石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)入社 当社財務・経理室長 当社経理部長	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループは、技術革新と創造性を発揮し、質の高い優れた製品とサービスの提供を通じ、人々の健康と福祉に貢献していくことを使命とし、全ての企業活動において品質を高めるべく企業統治の整備を進めています。

適時適切な情報公開の実施、意思決定の透明性の確保、説明責任の充実とともに、より一層、経営のチェック機能強化に取り組んでまいります。

提出会社の企業統治体制の概要等

(a) 企業統治体制の概要及び採用の理由

当社における企業統治の体制は、取締役会、監査役会及び経営会議で構成されております。当社の規模及び組織等を鑑み、企業統治は十分に機能しているものと判断し、現状の体制を採用しております。

なお、当社の各機関の基本説明は以下のとおりであります。

1) 取締役会

毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

取締役会は、提出日現在、5名の取締役（うち、社外取締役2名）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。

2) 監査役会

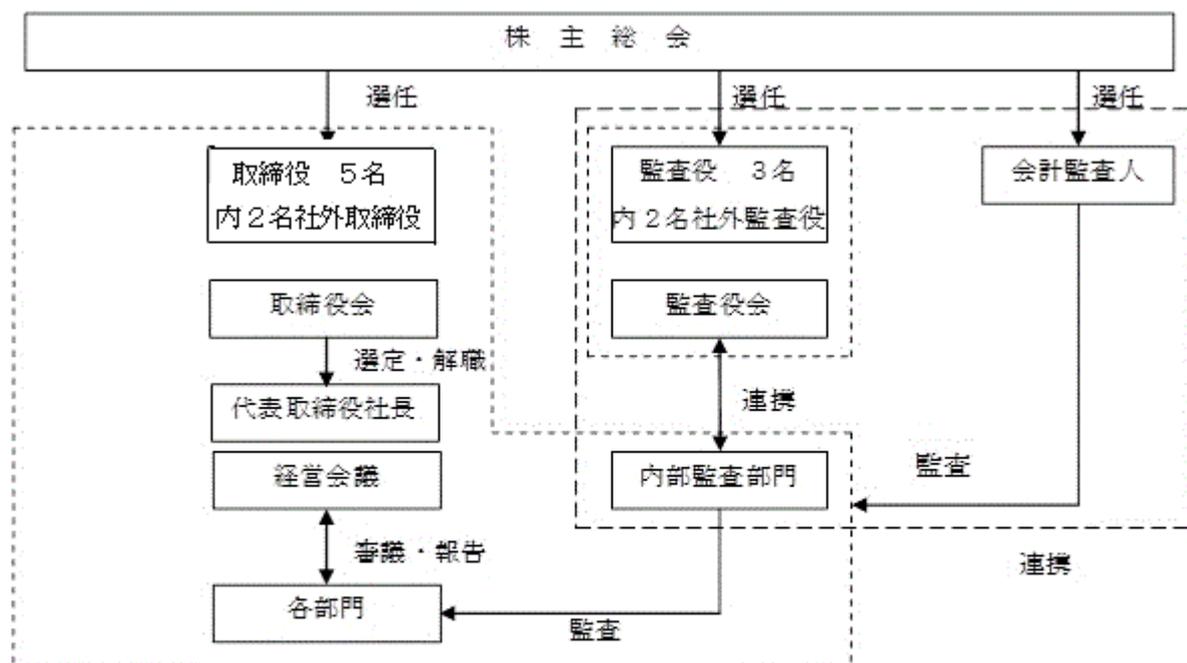
毎月1回の定時監査役会に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づく重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

監査役会は、提出日現在、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、社外監査役2名は法律の専門家である弁護士並びに財務及び会計に関する知見を有する公認会計士です。

3) 経営会議

常勤取締役と部門長を主要メンバーとする経営会議を、原則として月1回以上開催しております。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行っております。

また、常勤監査役も経営会議に出席しており、業務執行状況を監視しております。



(b) 内部統制システムの整備状況

会社の機関である取締役会、監査役会及び経営会議の状況については、上記(1) (a)に記載のとおりであります。

当社では、内部統制の基本方針を制定し、内部統制システム強化に向けて経営基本規程（コンプライアンス基本規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁書規程等）、人事労務規程（就業規則、給与規程、人事評価規程等）、財務経理規程（経理規程、原価計算規程、予算管理規程等）、業務規程（研究開発管理規程、販売管理規程、購買管理規程等）、総務法務規程（印章管理規程、知的財産管理規程、機密管理規程等）を制定、運用しております。

また、予算統制については、月次決算段階で予算と実績の差異分析を行い、取締役会で報告し今後の対策を検討しております。

(c) リスク管理体制の整備状況

当社リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、管理部門長又はその指名する部署・使用人が行うものとしております。

また、経営会議において、会社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つと共に必要な対応を協議しております。

なお、重要な法務的課題及びコンプライアンスに関する事項については法務担当部署で対応しており、必要に応じて適宜社外の顧問弁護士のアドバイスを受けております。

内部監査及び監査役監査

(a) 人員及び手続き

社長直轄組織の内部監査担当部署に1名を配置し、法令、定款及び諸規程の順守状況を監査すると共に内部統制の有効性の監査を実施しております。また、内部監査担当部署に対する内部監査は、人事・総務部長が実施いたします。

内部監査責任者は、あらかじめ年間の内部監査計画書を作成し社長の承認を得た後、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部統制監査を含めた内部監査を実施しております。

内部監査の実施状況については、社長及び監査役に報告を行っております。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認しております。

当社の監査役は提出日現在、常勤監査役1名、社外監査役2名であり、監査役会が設置されております。

監査役は、毎月の監査役会開催の他、取締役会への出席、経営会議への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査、代表取締役社長との定期的面談等を通じて取締役の業務を十分に監視できる体制になっており、不正行為及び法令又は定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。

(b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携状況

内部監査担当部署、監査役及び会計監査人とは、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図り、監査機能を強化しております。

内部監査担当部署は、監査役のスタッフ機能も兼ねており、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関して、取締役、内部監査部署長の指揮命令を受けないものとしており、また毎月の監査役会に出席して情報交換を行っております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は独立性が高く、幅広い知識と豊富な経験を持つ社外取締役及び社外監査役を選任することにより、経営の意思決定における客観性を高めるとともに、経営の健全化と透明性の向上を図っております。

社外取締役である岡野光夫は、東京女子医科大学先端生命医科学研究所所長・教授 兼 米国ユタ大学薬学部Adjunct Professor(客員教授) 兼 ナノキャリア株式会社取締役であると共に、当社の創設メンバーの一人でもあります。先端技術に関する豊富な見識及び経験によりの確な助言を得ております。当連結会計年度末現在、岡野光夫は、当社株式を138,000株(潜在株式も含めた株式総数に対する所有株式数の割合2.07%)、当社新株予約権を1,010個所有しております。

社外取締役である木村廣道は、株式会社ファストトラックイニシアティブ 代表取締役パートナー 兼 株式会社ライフサイエンスマネジメント 代表取締役社長パートナー 兼 東京大学大学院薬学系研究科ファーマコビジネス・イノベーション教室特任教授であります。なお株式会社ライフサイエンスマネジメントは当社株主であり、また当社は株式会社ファストトラックイニシアティブが運営するファンドから出資を受けております。バイオビジネスに関する幅広い見識に基づき、助言を得ております。当連結会計年度末現在、木村廣道は、当社新株予約権を80個所有しておりますが、その他の利害関係はありません。

社外監査役である澤井憲子は、弁護士であり東京丸の内法律事務所パートナーです。弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、取締役の業務執行を適切に監査する役割を担っております。当連結会計年度末現在、当社新株予約権を20個所有しておりますが、その他の利害関係はありません。

社外監査役である山口十思雄は、公認会計士であります。公認会計士として企業会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、取締役の業務執行を適切に監査する役割を担っております。当連結会計年度末現在、当社との利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役は、毎月1回の定時取締役会に出席し、議案審議及び報告事項の議論に対し、それぞれの見地より適宜助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性の確保に努めております。加えて、社外監査役は、経営の意思決定が、法令・定款に準拠しているかを監視・検証して、必要に応じ意見を述べております。

また、社外監査役は、毎月1回の定時監査役会を通じ、内部監査担当部署と情報の交換を行っております。

役員報酬の内容

(a) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	76,725	76,725	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	7,800	7,800	-	-	-	1
社外役員	19,080	19,080	-	-	-	5

(注)社外監査役1名は平成23年3月29日開催の定時株主総会をもって、社外監査役を辞任した後、同日をもって取締役に就任したため、社外監査役期間は社外役員として、取締役期間は取締役として重複して記載しております。

(b) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、従業員給与とのバランス等を考慮の上、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

なお、平成18年3月30日開催の第5期定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額1億円以内、監査役の報酬限度額は年額2千万円以内となっております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士は芝田雅也、佐野明宏であり、当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内です。当社の監査業務に係る補助者は公認会計士4名、会計士補等7名であります。

取締役の定数と取締役の選任決議要件

当社の取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の定めによる決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としています。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

(a) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める限度額において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。

(b) 中間配当に関する事項

当社は、機動的な配当対応のため、毎年6月30日を基準日として会社法第454条第5項に基づく中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(c) 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策遂行のため、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	32,970	-	20,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	32,970	-	20,000	-

(注) 前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、前々連結会計年度の追加報酬額10,970千円を含んでおります。

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査人員数、監査日程等を勘案したうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）及び前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）並びに当連結会計年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）及び当事業年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準等の内容を優先的に入手しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年12月31日)	当連結会計年度 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	418,727	510,327
売掛金	12,169	11,474
有価証券	1,400,435	90,808
商品及び製品	8,287	10,970
仕掛品	4,434	2,767
原材料	672	758
前払費用	111,338	54,389
その他	31,605	35,063
流動資産合計	1,987,669	716,561
固定資産		
有形固定資産		
建物	46,907	20,101
機械及び装置	52,821	32,693
工具、器具及び備品	46,483	37,583
減価償却累計額	76,370	90,378
有形固定資産合計	69,841	-
無形固定資産		
ソフトウェア	6,674	-
その他	1,333	-
無形固定資産合計	8,007	-
投資その他の資産		
敷金	33,005	24,885
その他	-	1,836
投資その他の資産合計	33,005	26,721
固定資産合計	110,855	26,721
資産合計	2,098,524	743,282
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,323	1,267
未払金	-	94,756
未払法人税等	12,973	11,762
前受金	41,612	48,801
その他	116,480	35,337
流動負債合計	173,389	191,925
固定負債		
長期前受金	16,984	16,984
固定負債合計	16,984	16,984
負債合計	190,373	208,910

	前連結会計年度 (平成22年12月31日)	当連結会計年度 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,148,052	3,198,225
資本剰余金	3,128,052	3,178,225
利益剰余金	4,348,958	5,791,139
自己株式	47	47
株主資本合計	1,927,097	585,263
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	18,946	54,015
その他の包括利益累計額合計	18,946	54,015
新株予約権	-	3,124
純資産合計	1,908,151	534,372
負債純資産合計	2,098,524	743,282

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
売上高	66,975	86,123
売上原価	46,977	57,424
売上総利益	19,998	28,699
販売費及び一般管理費		
研究開発費	¹ 609,039	¹ 867,943
その他	² 615,644	² 579,708
販売費及び一般管理費合計	1,224,683	1,447,651
営業損失()	1,204,685	1,418,952
営業外収益		
受取利息	1,545	752
補助金収入	226,978	55,515
その他	886	7,010
営業外収益合計	229,411	63,277
営業外費用		
株式交付費	20,820	2,792
株式公開費用	5,224	-
その他	1,159	0
営業外費用合計	27,204	2,792
経常損失()	1,002,478	1,358,467
特別損失		
固定資産除却損	³ 3,012	³ 133
減損損失	-	⁴ 72,389
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	6,980
特別損失合計	3,012	79,503
税金等調整前当期純損失()	1,005,491	1,437,971
法人税、住民税及び事業税	4,210	4,210
法人税等合計	4,210	4,210
少数株主損益調整前当期純損失()	-	1,442,181
少数株主利益	-	-
当期純損失()	1,009,701	1,442,181

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 ()	-	1,442,181
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	35,069
その他の包括利益合計	-	2 35,069
包括利益	-	1 1,477,250
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	1,477,250
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,113,052	3,148,052
当期変動額		
新株の発行	1,035,000	50,173
当期変動額合計	1,035,000	50,173
当期末残高	3,148,052	3,198,225
資本剰余金		
前期末残高	2,093,052	3,128,052
当期変動額		
新株の発行	1,035,000	50,173
当期変動額合計	1,035,000	50,173
当期末残高	3,128,052	3,178,225
利益剰余金		
前期末残高	3,339,257	4,348,958
当期変動額		
当期純損失()	1,009,701	1,442,181
当期変動額合計	1,009,701	1,442,181
当期末残高	4,348,958	5,791,139
自己株式		
前期末残高	-	47
当期変動額		
自己株式の取得	47	-
当期変動額合計	47	-
当期末残高	47	47
株主資本合計		
前期末残高	866,846	1,927,097
当期変動額		
新株の発行	2,070,000	100,347
当期純損失()	1,009,701	1,442,181
自己株式の取得	47	-
当期変動額合計	1,060,251	1,341,833
当期末残高	1,927,097	585,263

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定		
前期末残高	2,602	18,946
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,344	35,069
当期変動額合計	16,344	35,069
当期末残高	18,946	54,015
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	2,602	18,946
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,344	35,069
当期変動額合計	16,344	35,069
当期末残高	18,946	54,015
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	3,124
当期変動額合計	-	3,124
当期末残高	-	3,124
純資産合計		
前期末残高	864,244	1,908,151
当期変動額		
新株の発行	2,070,000	100,347
当期純損失（ ）	1,009,701	1,442,181
自己株式の取得	47	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,344	31,944
当期変動額合計	1,043,907	1,373,778
当期末残高	1,908,151	534,372

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,005,491	1,437,971
減価償却費	18,387	21,488
減損損失	-	72,389
受取利息	1,545	752
為替差損益(は益)	100	269
補助金収入	226,978	55,515
株式交付費	20,820	2,792
株式公開費用	5,224	-
固定資産除却損	3,012	133
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	6,980
売上債権の増減額(は増加)	832	694
たな卸資産の増減額(は増加)	863	1,102
前渡金の増減額(は増加)	1,736	5,032
その他の流動資産の増減額(は増加)	39,086	24,519
仕入債務の増減額(は減少)	1,838	1,056
未払金の増減額(は減少)	36,107	11,042
その他の流動負債の増減額(は減少)	11,082	11,807
小計	1,174,822	1,339,785
利息の受取額	548	323
補助金の受取額	51,950	69,292
法人税等の支払額	2,700	4,210
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,125,022	1,274,380
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	2,499,068	549,711
有価証券の償還による収入	1,700,000	1,350,000
有形固定資産の取得による支出	34,829	11,294
無形固定資産の取得による支出	559	3,478
有形固定資産の除却による支出	682	-
敷金の差入による支出	6,214	809
敷金の回収による収入	-	483
長期前払費用の取得による支出	74,658	2,487
その他	10	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	916,001	782,702
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	2,049,179	98,667
株式上場に伴う支出	3,739	-
自己株式の取得による支出	47	-
新株予約権の発行による収入	-	2,011
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,045,392	100,679
現金及び現金同等物に係る換算差額	15,310	27,088
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	10,941	418,086
現金及び現金同等物の期首残高	1,030,165	1,019,223
現金及び現金同等物の期末残高	1,019,223	601,136

【継続企業の前提に関する事項】

<p>前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)</p>
	<p>当社グループは、研究開発型企業として、細胞シート再生医療事業と再生医療支援事業の2つの事業を推進しております。両事業ともまだ先行投資期にあり、特に細胞シート再生医療事業は「細胞シート再生医療医薬品」という前例のない革新的医薬品の研究開発を使命としていることから長期間多額の研究開発先行投資を必要とします。換言すれば、当社グループの存在意義は継続的な先行投資に裏打ちされた両事業における積極的な研究開発活動の推進であり、当社グループの企業価値の向上は研究開発活動の積極的な展開なくして図ることができないと言っても過言ではありません。</p> <p>このような事業特質を有する企業として当社グループはこれまで継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上してきており、当連結会計年度の営業キャッシュ・フローは1,274,380千円のマイナス（前連結会計年度比149,357千円のマイナス額増加）となりました。当社グループが当連結会計年度並みまたはそれ以上の規模で研究開発先行投資を継続するためには常に相応の手許資金を確保しておくことが財務運営上望ましいと考えられますが、当連結会計年度末における手許資金（現金及び現金同等物）残高は601,136千円（前連結会計年度末比418,086千円の減少）であり想定される年間営業キャッシュ・フローのマイナス額に比して著しく少ない金額となっております。</p> <p>以上のような状況を踏まえると、客観的に見て当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると考えられます。</p> <p>当社グループはこれまでも、継続的な資金ニーズに対応するために、資本提携を伴う事業提携の獲得、事業提携に伴う契約一時金の獲得、公的補助金・助成金の活用、株式上場による公募増資、第三者割当増資など様々な形での資金調達を実現してきた実績を有します。上述のような資金状況につきましても、既に当社グループは複数の具体策を推進しております。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)</p>
	<p>現時点で具体化している資金調達活動の一例として、米国 Emmaus Medical Inc.（以下「エマウス社」）からの提携契約一時金の受領があります。当社グループは平成23年4月にエマウス社との間で2本の共同研究開発契約を締結し、合計1,000万米ドルの契約一時金を受領することとなりました。現在当社グループは当該一時金受領の前提条件となっている技術移転作業をエマウス社に対して実施しており、今のところ平成24年12月期中に1,000万米ドル全額を受領できる見込みとなっております。さらに、平成24年12月期の中でもできるだけ早いタイミングで契約一時金を受領できるようにエマウス社との調整を進めているところです。</p> <p>また、別の具体的な資金調達活動の例として、新株予約権を活用した資金調達枠の設定が挙げられます。当社グループは、総額1,000,000千円のエクイティ・ファイナンス枠の設定を目的として、平成23年10月に野村證券株式会社宛に第4回～第8回新株予約権を発行いたしました。当該資金調達枠を通じてこれまでに100,000千円の調達実績があり、さらに当該調達枠の残高は最大900,000千円です。</p> <p>加えて、当社グループは上述以外にも複数の資金調達活動を同時並行で推進しております。現在当社グループは複数の相手方と守秘義務契約を締結した上で様々な資金調達交渉を具体的に進めている最中です。</p> <p>さらに、当社グループは全社的な支出計画の見直しを実施し、必要資金が確保できるまでの間支出を最小限に留める経費計画の運用を開始しております。</p> <p>当社グループは、上記の各施策を確実に実行することによって継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況を解消又は改善することも可能であると考えておりますが、いずれも現時点で未確定な部分があり、従って継続企業の前提に関する重要な不確実性は存在していると判断しております。</p> <p>なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上述のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 2社</p> <p>(2) 連結子会社の名称 CellSeed France SARL CellSeed Europe Ltd. 平成22年6月にSell Seed Europe Ltd.を新たに設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めておりません。 また、Cell Seed Europe SARLについては、平成22年6月にCell Seed France SARLに商号変更しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 2社</p> <p>(2) 連結子会社の名称 CellSeed France SARL CellSeed Europe Ltd.</p>
2 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p>a 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）</p> <p>b その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によるおります。</p> <p>a 商品 先入先出法</p> <p>b 製品、原材料 総平均法</p> <p>c 仕掛品 個別法</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p>a 満期保有目的の債券 同左</p> <p>b その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 同左</p> <p>a 商品 同左</p> <p>b 製品、原材料 同左</p> <p>c 仕掛品 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)						
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>12～17年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～10年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	建物	8～18年	機械及び装置	12～17年	工具、器具及び備品	2～10年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>建物 同左 機械及び装置 同左 工具、器具及び備品 2～8年</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p>
建物	8～18年							
機械及び装置	12～17年							
工具、器具及び備品	2～10年							

項目	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
	(4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法については、全面時価評価法を採用しております。	
6 のれん及び負債ののれんの償却に関する事項	該当事項はありません。	
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等) 当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失はそれぞれ1,389千円増加し、税金等調整前当期純損失は、8,369千円増加しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度において「その他」に含めて表示しておりました「前払費用」(前連結会計年度6,794千円)は、重要性が増したため、区分掲記しております。</p>	<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度において「その他」に含めて表示しておりました「未払金」(前連結会計年度93,213千円)は重要性が増したため、区分掲記しております。</p> <p>(連結損益計算書) 当連結会計年度より「連結財務諸表に関する会計基準(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用をし、「少数株主損益調整前当期純損失()」の科目で表示しております。</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
	<p>当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年12月31日)	当連結会計年度 (平成23年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)																				
<p>1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>150,844千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td>59,935千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>41,964千円</td> </tr> <tr> <td>薬事申請費</td> <td>60,410千円</td> </tr> <tr> <td>委託開発費</td> <td>75,574千円</td> </tr> </table>	給与手当	150,844千円	賞与	59,935千円	旅費交通費	41,964千円	薬事申請費	60,410千円	委託開発費	75,574千円	<p>1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>186,967千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td>50,784千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td>195,498千円</td> </tr> <tr> <td>委託開発費</td> <td>93,330千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>74,658千円</td> </tr> </table>	給与手当	186,967千円	賞与	50,784千円	支払報酬	195,498千円	委託開発費	93,330千円	業務委託費	74,658千円
給与手当	150,844千円																				
賞与	59,935千円																				
旅費交通費	41,964千円																				
薬事申請費	60,410千円																				
委託開発費	75,574千円																				
給与手当	186,967千円																				
賞与	50,784千円																				
支払報酬	195,498千円																				
委託開発費	93,330千円																				
業務委託費	74,658千円																				
<p>2 その他の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>90,376千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>138,130千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td>57,417千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td>71,156千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>63,109千円</td> </tr> </table>	役員報酬	90,376千円	給与手当	138,130千円	賞与	57,417千円	支払報酬	71,156千円	旅費交通費	63,109千円	<p>2 その他の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>103,605千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>107,362千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td>38,458千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td>76,407千円</td> </tr> <tr> <td>寄付金</td> <td>26,905千円</td> </tr> </table>	役員報酬	103,605千円	給与手当	107,362千円	賞与	38,458千円	支払報酬	76,407千円	寄付金	26,905千円
役員報酬	90,376千円																				
給与手当	138,130千円																				
賞与	57,417千円																				
支払報酬	71,156千円																				
旅費交通費	63,109千円																				
役員報酬	103,605千円																				
給与手当	107,362千円																				
賞与	38,458千円																				
支払報酬	76,407千円																				
寄付金	26,905千円																				
<p>3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>1,619千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>709千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>682千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,012千円</td> </tr> </table>	建物	1,619千円	工具、器具及び備品	709千円	その他	682千円	計	3,012千円	<p>3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>133千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>133千円</td> </tr> </table>	工具、器具及び備品	133千円	計	133千円								
建物	1,619千円																				
工具、器具及び備品	709千円																				
その他	682千円																				
計	3,012千円																				
工具、器具及び備品	133千円																				
計	133千円																				

前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)																										
	<p>4 減損損失 当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産</p> <table border="1" data-bbox="751 365 1358 730"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発用 共用</td> <td>建物 工具、器具及び 備品、他</td> <td>株式会社セルシード 本社 東京都新宿区</td> </tr> <tr> <td>器材製造用</td> <td>機械及び装置 工具、器具及び 備品、他</td> <td>株式会社セルシード 工場 東京都江東区</td> </tr> <tr> <td>研究開発用</td> <td>工具、器具及び 備品</td> <td>CellSeed Europe Ltd. 本社 英国ロンドン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 当連結会計年度末の現金及び現金同等物の期末残高が、今後想定される年間営業キャッシュ・フローを著しく下回るといふ財務状況を踏まえ、各資産グループの回収可能性を従来よりも保守的に見積ることといたしました。この結果、各資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額</p> <table border="1" data-bbox="826 1144 1337 1413"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>27,625</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>20,128</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>16,849</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>6,815</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>970</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>72,389</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 資産のグルーピングの方法 事業別セグメントに基づきグルーピングを行っております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法 使用価値により測定しており、回収可能価額を零として評価しております。</p>	用途	種類	場所	研究開発用 共用	建物 工具、器具及び 備品、他	株式会社セルシード 本社 東京都新宿区	器材製造用	機械及び装置 工具、器具及び 備品、他	株式会社セルシード 工場 東京都江東区	研究開発用	工具、器具及び 備品	CellSeed Europe Ltd. 本社 英国ロンドン	種類	金額（千円）	建物	27,625	機械及び装置	20,128	工具、器具及び備品	16,849	ソフトウェア	6,815	その他	970	計	72,389
用途	種類	場所																									
研究開発用 共用	建物 工具、器具及び 備品、他	株式会社セルシード 本社 東京都新宿区																									
器材製造用	機械及び装置 工具、器具及び 備品、他	株式会社セルシード 工場 東京都江東区																									
研究開発用	工具、器具及び 備品	CellSeed Europe Ltd. 本社 英国ロンドン																									
種類	金額（千円）																										
建物	27,625																										
機械及び装置	20,128																										
工具、器具及び備品	16,849																										
ソフトウェア	6,815																										
その他	970																										
計	72,389																										

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
親会社株主に係る包括利益	1,026,045千円
少数株主に係る包括利益	- 千円
計	1,026,045千円

2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益	
為替換算差額勘定	16,344千円
計	16,344千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	3,825	1,500	-	5,325

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。
平成22年3月15日を払込期日とする公募増資による増加 1,500千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	-	0	-	0

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取による増加 66株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	5,325	121	-	5,446

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

平成23年11月11日、第4回新株予約権（1個）行使による増加 60千株

平成23年11月21日、第4回新株予約権（1個）行使による増加 60千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第4回から第8回 新株予約権（行使価額 修正条項付新株予約 権）(注)2 (注)3	普通株式	-	746,100	74,610	671,490	3,124
	ストック・オプション としての新株予約権 (注)1	-	-	-	-	-	-
合計			-	746,100	74,610	671,490	3,124

(注) 1 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

2 上記の新株予約権の目的となる株式の数は、当初行使価額（1,340.3円）における株式数であり、行使価額により変動いたします。なお、上限行使価額（2,062円）における発行数（増加数）は484,965株であり、下限行使価額（824.8円）における発行数（増加数）は1,065,000株であります。

3 新株予約権の目的となる株式の数の変動事由の概要

第4回から第8回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の増加は、発行によるものであります。

第4回から第8回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の減少は、権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)																				
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">418,727</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,400,435</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,819,162</td> </tr> <tr> <td>償還期間が3ヶ月を超える有価証券等</td> <td style="text-align: right;">799,939</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">1,019,223</td> </tr> </table>	現金及び預金	418,727	有価証券	1,400,435	計	1,819,162	償還期間が3ヶ月を超える有価証券等	799,939	現金及び現金同等物	1,019,223	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">510,327</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">90,808</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">601,136</td> </tr> <tr> <td>償還期間が3ヶ月を超える有価証券等</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">601,136</td> </tr> </table>	現金及び預金	510,327	有価証券	90,808	計	601,136	償還期間が3ヶ月を超える有価証券等	-	現金及び現金同等物	601,136
現金及び預金	418,727																				
有価証券	1,400,435																				
計	1,819,162																				
償還期間が3ヶ月を超える有価証券等	799,939																				
現金及び現金同等物	1,019,223																				
現金及び預金	510,327																				
有価証券	90,808																				
計	601,136																				
償還期間が3ヶ月を超える有価証券等	-																				
現金及び現金同等物	601,136																				

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<p>リース契約1件当たりの金額が少額で、内容の重要性が乏しいリース取引のため注記を省略しております。</p>	<p>同左</p>

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、具体的支出が発生するまでの間は、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。デリバティブは、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券については、安全性と流動性の高い金融商品である国債及びフリーフィナンシャルファンドを保有しており、定期的に時価を把握しております。

敷金は主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されていますが、賃貸借契約に際し、取引先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である未払金は、全てが1年以内の支払期日で、その一部には外貨建てのものがあり、為替リスクに晒されています。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、支払期日及び残高等を定期的に把握することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	418,727	418,727	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	799,939	799,942	2
その他有価証券	600,496	600,496	-
(3) 敷金	33,005	22,058	10,947
資産計	1,852,168	1,841,223	10,944
(1) 未払金	93,213	93,213	-
負債計	93,213	93,213	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

フリーフィナンシャルファンドは、短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(3) 敷金

敷金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	418,727	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	799,939	-	-	-
合計	1,218,666	-	-	-

(注) 敷金(33,005千円)については、償還予定が明確にできないため、上記表には含めておりません。

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、具体的支出が発生するまでの間は、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。デリバティブは、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券については、安全性と流動性の高い金融商品であるフリーフィナンシャルファンドを保有しており、定期的に時価を把握しております。

敷金は主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されていますが、賃貸借契約に際し、取引先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である未払金は、全てが1年以内の支払期日で、その一部には外貨建てのものがあり、為替リスクに晒されています。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、支払期日及び残高等を定期的に把握することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	510,327	510,327	-
(2) 売掛金	11,474	11,474	-
(3) 有価証券			
その他有価証券	90,808	90,808	-
(4) 敷金	24,885	3,386	21,498
資産計	637,497	615,998	21,498
(1) 未払金	94,756	94,756	-
(2) 未払法人税等	11,762	11,762	-
負債計	106,518	106,518	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

フリーフィナンシャルファンドは、短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 敷金

敷金の時価の算定は、将来キャッシュ・フローを合理的に見積りした敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 未払金、並びに(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	510,327	-	-	-
売掛金	11,474	-	-	-
有価証券				
その他有価証券	90,808	-	-	-
合計	612,611	-	-	-

(注) 敷金(24,885千円)については、償還予定が明確にできないため、上記表には含めておりません。

[次へ](#)

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成22年12月31日)

1. 満期保有目的の債券(平成22年12月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
国債・地方債等	799,939	799,942	2

2. その他有価証券(平成22年12月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	600,496	600,496	-

(注) その他はフリーフィナンシャルファンドであります。

3. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

区分	売却原価 (千円)	売却額 (千円)	売却損益 (千円)
国債・地方債等	1,699,434	1,700,000	565

売却理由 短期国債の償還期限の到来によるものであります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	150,000	-	-

(注) その他はフリーフィナンシャルファンドであります。

当連結会計年度（平成23年12月31日）

1. その他有価証券（平成23年12月31日）

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	90,808	90,808	-

(注) その他はフリーフィナンシャルファンドであります。

2. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

区分	売却原価 (千円)	売却額 (千円)	売却損益 (千円)
国債・地方債等	1,349,345	1,350,000	654

売却理由 短期国債の償還期限の到来によるものであります。

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	509,687	-	-

(注) その他はフリーフィナンシャルファンドであります。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)

1 スtock・オプションによる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

当社は付与日において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成14年6月5日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 3名 その他個人 8名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 12名 その他個人 15名	当社従業員 30名 その他個人 1名	当社取締役 3名 当社監査役 3名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 150,000株	普通株式 150,000株	普通株式 48,000株	普通株式 89,000株
付与日	平成14年6月14日	平成15年9月10日	平成18年11月27日	平成18年12月27日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、又は協力者として取締役会にて承認された者の地位にあることを要します。ただし、取締役会が認める事由のある場合はこの限りではありません。	新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、又は協力者として取締役会にて承認された者の地位にあることを要します。ただし、取締役会が認める事由のある場合はこの限りではありません。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成16年6月8日至平成24年6月7日	自平成17年8月27日至平成25年8月25日	自平成20年4月1日至平成28年3月29日	自平成20年4月1日至平成28年3月29日

	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年1月22日	平成18年10月23日	平成19年1月22日	平成19年3月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	その他個人 7名	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 9,000株	普通株式 11,000株	普通株式 1,000株	普通株式 5,000株
付与日	平成19年1月23日	平成19年2月22日	平成19年3月1日	平成19年3月16日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。

また、平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の株式数は、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

前連結会計年度（平成22年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成14年6月5日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
権利確定前（株）				
期首	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
期首	188,300	220,200	42,000	89,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	188,300	220,200	42,000	89,000

	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年1月22日	平成18年10月23日	平成19年1月22日	平成19年3月12日
権利確定前（株）				
期首	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
期首	9,000	11,000	1,000	5,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	9,000	11,000	1,000	5,000

(注) 1 平成21年1月16日、同年3月27日及び同年6月26日付をもって、ストック・オプションの行使価額を下回る払込金額にて第三者割当増資をしております。そのため第1回新株予約権及び第2回新株予約権の株式数は、調整条項の適用により株式数を調整して記載しております。

2 平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の株式数は、全て株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成14年6月5日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
権利行使価格 (円)	958	1,155	1,493	1,493
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	-	-	-	-

	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年1月22日	平成18年10月23日	平成19年1月22日	平成19年3月12日
権利行使価格 (円)	1,493	1,493	1,493	1,493
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	-	-	-	-

(注) 1 ストック・オプションの行使価額を下回る払込金額にて平成21年1月16日、同年3月27日及び同年6月26日には第三者割当増資を、平成22年3月15日には公募増資をそれぞれ行っております。そのため上記の権利行使価格は、全て調整条項の適用により価格を調整して記載しております。

2 平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の権利行使価格は、全て株式分割後の価格に換算して記載しております。

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度に付与されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

4 当連結会計年度末における本源的価値の合計額
- 千円

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

1 スtock・オプションによる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

当社は付与日において未公開企業であり、Stock・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成14年6月5日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 3名 その他個人 8名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 12名 その他個人 15名	当社従業員 30名 その他個人 1名	当社取締役 3名 当社監査役 3名
株式の種類別のStock・オプション数(注)	普通株式 150,000株	普通株式 150,000株	普通株式 48,000株	普通株式 89,000株
付与日	平成14年6月14日	平成15年9月10日	平成18年11月27日	平成18年12月27日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、又は協力者として取締役会にて承認された者の地位にあることを要します。ただし、取締役会が認める事由のある場合はこの限りではありません。	新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、又は協力者として取締役会にて承認された者の地位にあることを要します。ただし、取締役会が認める事由のある場合はこの限りではありません。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成16年6月8日至平成24年6月7日	自平成17年8月27日至平成25年8月25日	自平成20年4月1日至平成28年3月29日	自平成20年4月1日至平成28年3月29日

	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年1月22日	平成18年10月23日	平成19年1月22日	平成19年3月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	その他個人 7名	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 9,000株	普通株式 11,000株	普通株式 1,000株	普通株式 5,000株
付与日	平成19年1月23日	平成19年2月22日	平成19年3月1日	平成19年3月16日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。

また、平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の株式数は、全て株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成23年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成14年6月5日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
権利確定前（株）				
期首	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
期首	188,300	220,200	42,000	89,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	7,900	9,000	-
未行使残	188,300	212,300	33,000	89,000

	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年1月22日	平成18年10月23日	平成19年1月22日	平成19年3月12日
権利確定前（株）				
期首	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
期首	9,000	11,000	1,000	5,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	8,000	-	-	500
未行使残	1,000	11,000	1,000	4,500

(注) 1 平成21年1月16日、同年3月27日及び同年6月26日付をもって、ストック・オプションの行使価額を下回る払込金額にて第三者割当増資をしております。そのため第1回新株予約権及び第2回新株予約権の株式数は、調整条項の適用により株式数を調整して記載しております。

2 平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の株式数は、全て株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成14年6月5日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
権利行使価格 (円)	958	1,155	1,479	1,479
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	-	-	-	-

	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年1月22日	平成18年10月23日	平成19年1月22日	平成19年3月12日
権利行使価格 (円)	1,479	1,479	1,479	1,479
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	-	-	-	-

- (注) 1 ストック・オプションの行使価額を下回る払込金額にて平成21年1月16日、同年3月27日及び同年6月26日には第三者割当増資を、平成22年3月15日には公募増資をそれぞれ行っております。そのため上記の権利行使価格は、全て調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
- 2 平成23年11月11日及び同年11月21日に第4回新株予約権が行使されたことにより、第3回新株予約権の行使価額を下回る払込金額で新株を発行しております。そのため第3回新株予約権の権利行使価格は、調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
- 3 平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の権利行使価格は、全て株式分割後の価格に換算して記載しております。
- 4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度に付与されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。
- 5 当連結会計年度末における本源的価値の合計額
- 千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年12月31日)	当連結会計年度 (平成23年12月31日)																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">減価償却</td> <td style="text-align: right;">44,608</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,604,060</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">12,286</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,660,954</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,660,954</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">-</td> </tr> </table>	減価償却	44,608	税務上の繰越欠損金	1,604,060	その他	12,286	小計	1,660,954	評価性引当額	1,660,954	繰延税金資産合計	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">減価償却</td> <td style="text-align: right;">69,227</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,708,491</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">27,515</td> </tr> <tr> <td>委託開発費</td> <td style="text-align: right;">77,353</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">19,737</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,902,326</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,902,326</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">-</td> </tr> </table>	減価償却	69,227	税務上の繰越欠損金	1,708,491	業務委託費	27,515	委託開発費	77,353	その他	19,737	小計	1,902,326	評価性引当額	1,902,326	繰延税金資産合計	-								
減価償却	44,608																																				
税務上の繰越欠損金	1,604,060																																				
その他	12,286																																				
小計	1,660,954																																				
評価性引当額	1,660,954																																				
繰延税金資産合計	-																																				
減価償却	69,227																																				
税務上の繰越欠損金	1,708,491																																				
業務委託費	27,515																																				
委託開発費	77,353																																				
その他	19,737																																				
小計	1,902,326																																				
評価性引当額	1,902,326																																				
繰延税金資産合計	-																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>役員報酬否認</td> <td style="text-align: right;">0.9</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減額</td> <td style="text-align: right;">33.7</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金の期限切れ</td> <td style="text-align: right;">5.7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">0.4</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	役員報酬否認	0.9	住民税均等割	0.4	評価性引当額の増減額	33.7	繰越欠損金の期限切れ	5.7	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.4	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.6</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.3</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減額</td> <td style="text-align: right;">16.8</td> </tr> <tr> <td>税率変更による繰延税金資産の修正</td> <td style="text-align: right;">17.8</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金の期限切れ</td> <td style="text-align: right;">4.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.9</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">0.3</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	住民税均等割	0.3	評価性引当額の増減額	16.8	税率変更による繰延税金資産の修正	17.8	繰越欠損金の期限切れ	4.6	その他	0.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3
法定実効税率	40.7																																				
(調整)																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2																																				
役員報酬否認	0.9																																				
住民税均等割	0.4																																				
評価性引当額の増減額	33.7																																				
繰越欠損金の期限切れ	5.7																																				
その他	0.2																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.4																																				
法定実効税率	40.7																																				
(調整)																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6																																				
住民税均等割	0.3																																				
評価性引当額の増減額	16.8																																				
税率変更による繰延税金資産の修正	17.8																																				
繰越欠損金の期限切れ	4.6																																				
その他	0.9																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3																																				
	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され法人税率の変更があったことに伴い、法定実効税率は40.69%から、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する連結会計年度については38.01%、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度については35.64%にそれぞれ変更されておりますが、当社グループは繰延税金資産及び繰延税金負債の計上がないため修正額はありませぬ。</p>																																				

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年12月31日)

本社及び富岡事業所の賃貸借契約に伴う原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度の期首において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額及び使用見込期間は次のとおりであります。下記金額の期中における増減はありません。

1 敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額

29,624千円

2 使用見込期間

本社 28年

富岡事業所 4年

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

	再生医療 支援事業 (千円)	細胞シート再生 医療事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	66,975	-	66,975	-	66,975
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-
計	66,975	-	66,975	-	66,975
営業費用	129,416	632,244	761,661	510,000	1,271,661
営業損失()	62,441	632,244	694,685	510,000	1,204,685
資産、減価償却費及び資本 的支出					
資産	58,114	276,001	334,116	1,764,408	2,098,524
減価償却費	6,976	3,064	10,040	7,925	17,966
資本的支出	-	10,124	10,124	26,764	36,888

(注) 1 事業区分は、事業管理の実態を踏まえて、「再生医療支援事業」と「細胞シート再生医療事業」の2つに区分してあります。

2 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
再生医療支援事業	温度応答性細胞培養器材、超低付着性細胞培養器材、温度応答性HPLCカラム
細胞シート再生医療事業	-

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(510,000千円)の主なものは、親会社本社の管理部門に係る費用であります。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産(1,764,408千円)の主なものは、親会社での余資運用資金、有価証券及び管理部門に係る資産等であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	12,088	13	12,101
連結売上高(千円)	-	-	66,975
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	18.0	0.1	18.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によってあります。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州.....デンマーク・フランス

その他...韓国

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業領域の核を「再生医療」として、国内・海外で再生医療支援事業、細胞シート再生医療事業の活動を展開していることから、「再生医療支援事業」及び「細胞シート再生医療事業」の2つを報告セグメントとしております。

「再生医療支援事業」では、温度応答性細胞培養器材等の研究開発・製造・販売を中心に行っており、「細胞シート再生医療事業」では、現在、細胞シート再生医療医薬品の研究開発を中心に行っておりません。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

前連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

従来までのセグメント情報の取扱いに基づく連結財務諸表のセグメント情報として、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）等に準拠した場合と同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント(注) 1			調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	再生医療 支援事業	細胞シート 再生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	86,123	-	86,123	-	86,123
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	86,123	-	86,123	-	86,123
セグメント損失（ ）	41,678	883,953	925,632	493,319	1,418,952
セグメント資産	26,632	299,739	326,372	416,910	743,282
セグメント負債	1,576	136,464	138,040	70,869	208,910
その他の項目					
減価償却費	6,522	4,401	10,924	10,563	21,488
減損損失	25,962	12,386	38,349	34,040	72,389

(注) 1 再生医療支援事業は既に製品を販売して売上高を計上しておりますが、細胞シート再生医療事業は現在、事業化準備段階にありますので、売上高計上には至っておりません。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント損失（ ）の調整額 493,319千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の管理部門に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額416,910千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に親会社での余資運用資金、有価証券及び管理部門に係る資産であります。

(3) セグメント負債の調整額70,869千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に親会社での未払法人税などであります。

(4) 減価償却費の調整額10,563千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。

(5) 減損損失の調整額34,040千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。

3 セグメント損失（ ）は、連結損益計算書の営業損失（ ）と調整を行っております。

（追加情報）

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3月 27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成 20年 3月21日）を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	欧州	その他	合計
67,448	18,667	7	86,123

- (注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
(1)欧州・・・デンマーク
(2)その他・・・韓国
3 売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2) 有形固定資産

当連結会計年度において、有形固定資産については、回収可能価額を零として帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上したため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(学)東京女子医科大学	26,371	再生医療支援事業
フナコシ(株)	25,076	再生医療支援事業
Thermo Fisher Scientific Inc.	18,667	再生医療支援事業
和光純薬工業(株)	12,071	再生医療支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	
1株当たり純資産額	358円34銭	1株当たり純資産額	97円55銭
1株当たり当期純損失金額（ ）	200円94銭	1株当たり当期純損失金額（ ）	270円06銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	当連結会計年度末 (平成23年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	1,908,151	534,372
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	-	3,124
（うち新株予約権）（千円）	(-)	(3,124)
普通株式に係る純資産額（千円）	1,908,151	531,247
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	5,324	5,446

2 1株当たり当期純損失金額

	前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
当期純損失（ ）（千円）	1,009,721	1,442,181
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	1,009,721	1,442,181
普通株式の期中平均株式数（千株）	5,024	5,340
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の数4,460個） これらの概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権8種類（新株予約権の数4,251個） これらの概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前連結会計年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項 資産除去債務関係」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	第2四半期 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	第3四半期 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	第4四半期 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
売上高 (千円)	28,303	14,977	22,906	19,936
税金等調整前四半期 純損失金額() (千円)	310,840	280,657	444,302	402,171
四半期純損失金額 () (千円)	311,892	281,709	445,354	403,223
1株当たり四半期純 損失金額() (円)	58.57	52.90	83.64	74.87

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	272,450	267,758
売掛金	12,169	11,474
有価証券	1,400,435	90,808
商品及び製品	8,287	10,970
仕掛品	4,434	2,767
原材料	672	758
前渡金	22,306	17,273
前払費用	95,648	20,745
未収入金	-	69,529
未収消費税等	-	13,157
その他	8,029	1,919
流動資産合計	1,824,432	507,164
固定資産		
有形固定資産		
建物	46,907	20,101
機械及び装置	52,821	32,693
工具、器具及び備品	46,483	37,565
減価償却累計額	76,370	90,360
有形固定資産合計	69,841	-
無形固定資産		
商標権	1,197	-
ソフトウェア	6,674	-
その他	135	-
無形固定資産合計	8,007	-
投資その他の資産		
関係会社株式	22,228	245,561
関係会社出資金	189,928	189,928
敷金	32,641	24,045
その他	-	1,836
投資その他の資産合計	244,797	461,372
固定資産合計	322,647	461,372
資産合計	2,147,080	968,536

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,323	1,267
未払金	92,656	252,846
未払費用	3,041	8,684
未払法人税等	12,973	11,762
前受金	41,612	11,539
預り金	17,479	16,696
流動負債合計	170,085	302,795
固定負債		
長期前受金	16,984	16,984
固定負債合計	16,984	16,984
負債合計	187,069	319,780
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,148,052	3,198,225
資本剰余金		
資本準備金	3,128,052	3,178,225
資本剰余金合計	3,128,052	3,178,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,316,046	5,730,771
利益剰余金合計	4,316,046	5,730,771
自己株式	47	47
株主資本合計	1,960,010	645,631
新株予約権	-	3,124
純資産合計	1,960,010	648,756
負債純資産合計	2,147,080	968,536

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
売上高	66,975	86,123
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	8,650	8,287
当期商品仕入高	1,016	8,668
当期製品製造原価	50,117	55,204
合計	59,784	72,160
他勘定振替高	¹ 4,519	¹ 3,765
商品及び製品期末たな卸高	8,287	10,970
売上原価合計	46,977	57,424
売上総利益	19,998	28,699
販売費及び一般管理費		
研究開発費	² 596,619	² 876,092
その他	³ 605,551	³ 544,711
販売費及び一般管理費合計	1,202,171	1,420,803
営業損失()	1,182,172	1,392,104
営業外収益		
受取利息	471	83
有価証券利息	1,074	668
補助金収入	226,978	55,515
その他	⁴ 3,886	7,443
営業外収益合計	232,410	63,710
営業外費用		
株式交付費	20,820	2,792
株式公開費用	5,224	-
その他	999	-
営業外費用合計	27,043	2,792
経常損失()	976,806	1,331,185
特別損失		
固定資産除却損	⁵ 3,012	⁴ 133
減損損失	-	⁵ 72,215
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	6,980
特別損失合計	3,012	79,329
税引前当期純損失()	979,818	1,410,515
法人税、住民税及び事業税	4,210	4,210
法人税等合計	4,210	4,210
当期純損失()	984,028	1,414,725

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)		当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	4,918	9.6	4,921	9.2
労務費		19,230	37.4	20,366	38.0
経費		27,296	53.0	28,250	52.8
当期総製造費用		51,445	100.0	53,537	100.0
期首仕掛品たな卸高		3,105		4,434	
合計		54,551		57,972	
期末仕掛品たな卸高		4,434		2,767	
当期製品製造原価		50,117		55,204	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注加工費	8,118	8,457
減価償却費	6,633	6,050
地代家賃	7,553	7,553

(原価計算の方法)

当社の原価計算の方法は、材料費・外注加工費については予定原価、労務費・経費については実際原価による組別工程別総合原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,113,052	3,148,052
当期変動額		
新株の発行	1,035,000	50,173
当期変動額合計	1,035,000	50,173
当期末残高	3,148,052	3,198,225
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,093,052	3,128,052
当期変動額		
新株の発行	1,035,000	50,173
当期変動額合計	1,035,000	50,173
当期末残高	3,128,052	3,178,225
資本剰余金合計		
前期末残高	2,093,052	3,128,052
当期変動額		
新株の発行	1,035,000	50,173
当期変動額合計	1,035,000	50,173
当期末残高	3,128,052	3,178,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,332,017	4,316,046
当期変動額		
当期純損失()	984,028	1,414,725
当期変動額合計	984,028	1,414,725
当期末残高	4,316,046	5,730,771
利益剰余金合計		
前期末残高	3,332,017	4,316,046
当期変動額		
当期純損失()	984,028	1,414,725
当期変動額合計	984,028	1,414,725
当期末残高	4,316,046	5,730,771
自己株式		
前期末残高	-	47
当期変動額		
自己株式の取得	47	-
当期変動額合計	47	-
当期末残高	47	47

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
株主資本合計		
前期末残高	874,086	1,960,010
当期変動額		
新株の発行	2,070,000	100,347
当期純損失 ()	984,028	1,414,725
自己株式の取得	47	-
当期変動額合計	1,085,923	1,314,378
当期末残高	1,960,010	645,631
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	3,124
当期変動額合計	-	3,124
当期末残高	-	3,124
純資産合計		
前期末残高	874,086	1,960,010
当期変動額		
新株の発行	2,070,000	100,347
当期純損失 ()	984,028	1,414,725
自己株式の取得	47	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	3,124
当期変動額合計	1,085,923	1,311,253
当期末残高	1,960,010	648,756

【継続企業の前提に関する事項】

<p>前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)</p>
	<p>当社は、研究開発型企業として、細胞シート再生医療事業と再生医療支援事業の2つの事業を推進しております。両事業ともまだ先行投資期にあり、特に細胞シート再生医療事業は「細胞シート再生医療医薬品」という前例のない革新的医薬品の研究開発を使命としていることから長期間多額の研究開発先行投資を必要とします。換言すれば、当社の存在意義は継続的な先行投資に裏打ちされた両事業における積極的な研究開発活動の推進であり、当社の企業価値の向上は研究開発活動の積極的な展開なくして図ることができないと言っても過言ではありません。</p> <p>このような事業特質を有する企業として当社はこれまで継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上してきており、当事業年度の営業キャッシュ・フローは1,175,169千円のマイナス（前事業年度比90,355千円のマイナス額増加）となりました。当社が当事業年度並みまたはそれ以上の規模で研究開発先行投資を継続するためには常に相応の手許資金を確保しておくことが財務運営上望ましいと考えられますが、当事業年度末における手許資金（現金及び現金同等物）残高は358,567千円（前事業年度末比514,379千円の減少）であり想定される年間営業キャッシュ・フローのマイナス額に比して著しく少ない金額となっております。</p> <p>以上のような状況を踏まえると、客観的に見て当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると考えられます。</p> <p>当社はこれまでも、継続的な資金ニーズに対応するために、資本提携を伴う事業提携の獲得、事業提携に伴う契約一時金の獲得、公的補助金・助成金の活用、株式上場による公募増資、第三者割当増資など様々な形での資金調達を実現してきた実績を有します。上述のような資金状況につきましても、既に当社は複数の具体策を推進しております。</p>

<p>前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)</p>
	<p>現時点で具体化している資金調達活動の一例として、米国Emmaus Medical Inc.（以下「エマウス社」）からの提携契約一時金の受領があります。当社は平成23年4月にエマウス社との間で2本の共同研究開発契約を締結し、合計1,000万米ドルの契約一時金を受領することとなりました。現在当社は当該一時金受領の前提条件となっている技術移転作業をエマウス社に対して実施しており、今のところ平成24年12月期中に1,000万米ドル全額を受領できる見込みとなっております。さらに、平成24年12月期の中でもできるだけ早いタイミングで契約一時金を受領できるようにエマウス社との調整を進めているところです。</p> <p>また、別の具体的な資金調達活動の例として、新株予約権を活用した資金調達枠の設定が挙げられます。当社は、総額1,000,000千円のエクイティ・ファイナンス枠の設定を目的として、平成23年10月に野村證券株式会社宛に第4回～第8回新株予約権を発行いたしました。当該資金調達枠を通じてこれまでに100,000千円の調達実績があり、さらに当該調達枠の残高は最大900,000千円です。</p> <p>加えて、当社は上述以外にも複数の資金調達活動を同時並行で推進しております。現在当社は複数の相手方と守秘義務契約を締結した上で様々な資金調達交渉を具体的に進めている最中です。</p> <p>さらに、当社は全社的な支出計画の見直しを実施し、必要資金が確保できるまでの間支出を最小限に留める経費計画の運用を開始しております。</p> <p>当社は、上記の各施策を確実に実行することによって継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況を解消又は改善することも可能であると考えておりますが、いずれも現時点で未確定な部分があり、従って継続企業の前提に関する重要な不確実性は存在していると判断しております。</p> <p>なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上述のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)</p> <p>(2) 関係会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(3) 関係会社出資金 移動平均法による原価法</p> <p>(4) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全 部純資産直入法により処理 し、売却原価は、移動平均法に より算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>(1)満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) 関係会社株式 同左</p> <p>(3) 関係会社出資金 同左</p> <p>(4) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>(1) 商品 先入先出法</p> <p>(2) 製品、原材料 総平均法</p> <p>(3) 仕掛品 個別法</p>	<p>通常の販売目的で保有するたな卸資産 同左</p> <p>(1) 商品 同左</p> <p>(2) 製品、原材料 同左</p> <p>(3) 仕掛品 同左</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～18年 機械及び装置 12～17年 工具、器具及び備品 2～10年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>建物 同左 機械及び装置 同左 工具、器具及び備品 2～8年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度の営業損失、経常損失はそれぞれ1,389千円増加し、税引前当期純損失は8,369千円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 前事業年度において区分掲記しておりました「未収入金」(当事業年度390千円)、「未収消費税等」(当事業年度7,637千円)は、重要性に乏しいため、当事業年度は流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2. 前事業年度において区分掲記しておりました「電話加入権」(当事業年度135千円)は、重要性に乏しいため、当事業年度は無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>1. 前事業年度において区分掲記しておりました「業務受託料」(当事業年度3,000千円)は、重要性に乏しいため、当事業年度は営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2. 前事業年度において区分掲記しておりました「為替差損」(当事業年度998千円)は、重要性に乏しいため、当事業年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度に「その他」に含めておりました「未収入金」(前事業年度390千円)、「未収消費税等」(前事業年度7,763千円)は、重要性が増したため、当事業年度はそれぞれ区分掲記しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
	1 関係会社に対する資産及び負債
	未収入金 69,338千円
	未払金 179,743千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
1 他勘定振替高4,519千円は、研究開発費及び広告宣伝費等への振替4,384千円並びに他製品への振替135千円であります。	1 他勘定振替高3,765千円は、研究開発費及び広告宣伝費等への振替3,599千円並びに他製品への振替165千円であります。
2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 139,565千円	給与手当 158,006千円
賞与 59,262千円	賞与 50,784千円
薬事申請費 60,410千円	委託開発費 245,206千円
委託開発費 75,574千円	支払報酬 121,473千円
減価償却費 5,606千円	減価償却費 7,545千円
なお、当該区分の金額596,619千円が当社における研究開発費の総額であります。	なお、当該区分の金額876,092千円が当社における研究開発費の総額であります。
3 その他のうち販売費に属する費用のおおよその割合は9.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は90.4%であります。	3 その他のうち販売費に属する費用のおおよその割合は9.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は90.6%であります。
主要な費目及び金額は次のとおりであります。	主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 90,376千円	役員報酬 103,605千円
給与手当 138,130千円	給与手当 100,695千円
旅費交通費 63,109千円	賞与 37,347千円
支払報酬 64,900千円	支払報酬 68,457千円
減価償却費 5,725千円	減価償却費 7,871千円
4 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。	
業務受託料 3,000千円	
5 固定資産除却損の内容	4 固定資産除却損の内容
建物 1,619千円	工具、器具及び備品 133千円
工具、器具及び備品 709千円	計 133千円
その他 682千円	
計 3,012千円	

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)																									
	<p>5 減損損失 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発用 共用</td> <td>建物 工具、器具及び備 品、他</td> <td>本社 東京都新宿区</td> </tr> <tr> <td>器材製造用</td> <td>機械及び装置 工具、器具及び備 品、他</td> <td>工場 東京都江東区</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 当事業年度末の現金及び現金同等物の期末残高が、今後想定される年間営業キャッシュ・フローを著しく下回るという財務状況を踏まえ、各資産グループの回収可能性を従来よりも保守的に見積ることといたしました。この結果、各資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">27,625</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">20,128</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">16,675</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td style="text-align: right;">834</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">6,815</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">135</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">72,215</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 資産のグルーピングの方法 事業別セグメントに基づきグルーピングを行っております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法 使用価値により測定しており、回収可能価額を零として評価しております。</p>	用途	種類	場所	研究開発用 共用	建物 工具、器具及び備 品、他	本社 東京都新宿区	器材製造用	機械及び装置 工具、器具及び備 品、他	工場 東京都江東区	種類	金額(千円)	建物	27,625	機械及び装置	20,128	工具、器具及び備品	16,675	商標権	834	ソフトウェア	6,815	その他	135	計	72,215
用途	種類	場所																								
研究開発用 共用	建物 工具、器具及び備 品、他	本社 東京都新宿区																								
器材製造用	機械及び装置 工具、器具及び備 品、他	工場 東京都江東区																								
種類	金額(千円)																									
建物	27,625																									
機械及び装置	20,128																									
工具、器具及び備品	16,675																									
商標権	834																									
ソフトウェア	6,815																									
その他	135																									
計	72,215																									

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	-	0	-	0

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。
単位未満株式の買取による増加 66株

当事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
リース契約1件当たりの金額が少額で、内容の重要性が乏しいリース取引のため注記を省略しております。	同左

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年12月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

関係会社株式(貸借対照表計上額 22,228千円)及び関係会社出資金(貸借対照表計上額 189,928千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

当事業年度(平成23年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 245,561千円)及び関係会社出資金(貸借対照表計上額 189,928千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)																																
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">減価償却</td> <td style="text-align: right;">44,608</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,593,516</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">12,286</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,650,411</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,650,411</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">-</td> </tr> </table>	減価償却	44,608	税務上の繰越欠損金	1,593,516	その他	12,286	小計	1,650,411	評価性引当額	1,650,411	繰延税金資産合計	-	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">減価償却</td> <td style="text-align: right;">69,227</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,702,245</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">27,515</td> </tr> <tr> <td>委託開発費</td> <td style="text-align: right;">77,353</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">16,657</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,892,999</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,892,999</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">-</td> </tr> </table>	減価償却	69,227	税務上の繰越欠損金	1,702,245	業務委託費	27,515	委託開発費	77,353	その他	16,657	小計	1,892,999	評価性引当額	1,892,999	繰延税金資産合計	-				
減価償却	44,608																																
税務上の繰越欠損金	1,593,516																																
その他	12,286																																
小計	1,650,411																																
評価性引当額	1,650,411																																
繰延税金資産合計	-																																
減価償却	69,227																																
税務上の繰越欠損金	1,702,245																																
業務委託費	27,515																																
委託開発費	77,353																																
その他	16,657																																
小計	1,892,999																																
評価性引当額	1,892,999																																
繰延税金資産合計	-																																
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>役員報酬否認</td> <td style="text-align: right;">0.9</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">33.7</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金の期限切れ</td> <td style="text-align: right;">5.9</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">0.4</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	役員報酬否認	0.9	住民税均等割	0.4	評価性引当額	33.7	繰越欠損金の期限切れ	5.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.4	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.6</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.3</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">17.2</td> </tr> <tr> <td>税率変更による繰延税金資産の修正</td> <td style="text-align: right;">18.2</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金の期限切れ</td> <td style="text-align: right;">4.7</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">0.3</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	住民税均等割	0.3	評価性引当額	17.2	税率変更による繰延税金資産の修正	18.2	繰越欠損金の期限切れ	4.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3
法定実効税率	40.7																																
(調整)																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2																																
役員報酬否認	0.9																																
住民税均等割	0.4																																
評価性引当額	33.7																																
繰越欠損金の期限切れ	5.9																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.4																																
法定実効税率	40.7																																
(調整)																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6																																
住民税均等割	0.3																																
評価性引当額	17.2																																
税率変更による繰延税金資産の修正	18.2																																
繰越欠損金の期限切れ	4.7																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3																																
	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され法人税率の変更があったことに伴い、法定実効税率は40.69%から、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する事業年度については38.01%、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については35.64%にそれぞれ変更されておりますが、当社は繰延税金資産及び繰延税金負債の計上がないため修正額はありません。</p>																																

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年12月31日)

本社及び富岡事業所の賃貸借契約に伴う原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、当事業年度の期首において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額及び使用見込期間は次のとおりであります。下記金額の期中における増減はありません。

1 敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額

29,624千円

2 使用見込期間

本社 28年

富岡事業所 4年

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
1株当たり純資産額	368円08銭	1株当たり純資産額	118円55銭
1株当たり当期純損失金額()	195円83銭	1株当たり当期純損失金額()	264円92銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前事業年度末 (平成22年12月31日)	当事業年度末 (平成23年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,960,010	648,756
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	3,124
(うち新株予約権)(千円)	(-)	(3,124)
普通株式に係る純資産額(千円)	1,960,010	645,631
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	5,324	5,446

2 1株当たり当期純損失金額

	前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
当期純損失()(千円)	984,028	1,414,725
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	984,028	1,414,725
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,024	5,340
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数4,460個) これらの概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権8種類(新株予約権の数4,251個) これらの概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	67,758
定期預金	200,000
計	267,758
合計	267,758

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Thermo Fisher Scientific Inc.	3,948
フナコシ(株)	3,375
和光純薬工業(株)	2,263
日立プロキュアメントサービス(株)	1,115
その他	771
合計	11,474

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) (A) + (B) × 100	(A) + (D) 2 (B) 365
12,169	89,536	90,230	11,474	88.7	48.2

ハ 商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	
機能性器材関連商品	1,917
計	1,917
製品	
機能性器材	9,052
計	9,052
合計	10,970

二 原材料

区分	金額(千円)
機能性器材プレート等	758
合計	758

ホ 仕掛品

区分	金額(千円)
機能性器材	2,767
合計	2,767

ヘ 未収入金

区分	金額(千円)
CellSeed France SARL	69,338
その他	190
合計	69,529

固定資産

イ 関係会社株式

銘柄	金額(千円)
CellSeed Europe Ltd.	245,561
合計	245,561

ロ 関係会社出資金

銘柄	金額(千円)
CellSeed France SARL	189,928
合計	189,928

ハ 敷金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)鉄道会館	19,550
堀商店(株)	4,166
REDAC	258
Carole Burillon	70
合計	24,045

流動負債
イ 買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大成化工(株)	359
薬研社(株)	179
(株)東海ヒット	165
その他	562
合計	1,267

ロ 未払金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Cell Seed France SARL	108,080
Cell Seed Europe Ltd.	71,662
FGK Clinical Research GmbH	12,246
厚生年金保険料	8,063
GCG Caree & Tecnology Center	6,872
その他	45,919
合計	252,846

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 電子公告掲載URL: http://www.cellseed.com/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日) 平成23年3月31日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成23年3月31日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書、四半期報告書の確認書

第11期第1四半期(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年5月16日関東財務局長に提出。

第11期第2四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) 平成23年8月15日関東財務局長に提出。

第11期第3四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年11月14日関東財務局長に提出。

(4)臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成23年4月1日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に係る内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書

平成24年2月14日関東財務局長に提出

(5)有価証券届出書(組込方式)及びその添付書類

平成23年9月14日関東財務局に提出

(6)四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第11期第1四半期(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月1日関東財務局長に提出。

(7)有価証券届出書の訂正届出書

平成23年9月22日関東財務局長に提出。

平成23年9月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月9日

株式会社セルシード
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セルシードの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社セルシードが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月29日

株式会社セルシード
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している状況であり、当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高は想定される年間営業キャッシュ・フローのマイナス額に比して著しく少ない金額となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セルシードの平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社セルシードが平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月9日

株式会社セルシード
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 水 上 亮 比 呂

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐 野 明 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月29日

株式会社セルシード
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している状況であり、当事業年度末における現金及び現金同等物残高は想定される年間営業キャッシュ・フローのマイナス額に比して著しく少ない金額となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提に作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。